

### 公共事業裁判の研究(3)行政事件編

TABATA, Takuki / 田畑, 琢己

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

110

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

109

(終了ページ / End Page)

219

(発行年 / Year)

2012-11

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008475>

# 公共事業裁判の研究(三)(行政事件編)

田畑 琢己

はじめに

## 第一章 公共事業裁判の歴史と先行研究

第一節 公共事業裁判の歴史

第二節 先行研究の検討

第三節 行政裁量と司法審査

第四節 対象とする公共事業(以上第一〇九卷第三号)

## 第二章 事例研究

第一節 計画

第二節 技術基準(以上第一一〇卷第一号)

第三節 費用効果分析

第四節 訴訟技術

## 第三章 裁判の評価

第一節 計画

第二節 技術基準

第三節 費用効果分析

第四節 訴訟技術(以上本号)

## 第四章 裁判と公共事業

第一節 訴訟類型と本案前の制約

第二節 司法統制の限界

第三節 裁判が公共事業に与えた影響

第四節 公共事業抑止法への提案

おわりに

### 第三節 費用効果分析

#### 1 費用便益分析

我が国の公共事業分野において「費用対効果分析」という語が用いられることがある。これは、狭義の費用便益分析の結果に加えて、貨幣価値以外で表示された業績指標や定性的要因も総合的に考慮して判断するため、評価システム全体としては「費用対効果分析」と呼ばれているものである。ただし、学術的には、むしろ「費用効果分析」という語の方が一般に用いられる。ここでは、貨幣価値以外の数値指標も単一の式の中に取り込まれているものを「費用効果分析」、費用も便益も全て貨幣価値で把握された上で比較されるものを「費用便益分析」と呼ぶことにする。

ここで、費用便益分析によって計算された数値をどのように解釈するのかが問題となった。

川辺川利水決定取消請求事件（熊本地判平一二・九・八）は、「費用対効果の要件を充足しているのかどうかの判断は、・・・専門技術的なものとならざるを得ず、また、効用及び費用の算出方法等について法は何らの定めも置いていないことにもかんがみれば、行政庁の広範な裁量に任されているものといわざるを得ない。したがって、裁判所は、この点に関する行政庁の判断が効用及び費用の算出過程に看過し難い誤りがあるとか判断方法が社会通念上著しく妥当を欠くなどその裁量権の範囲を超え又はその濫用があったと認められる場合に限りて違法と判断すべきものというべきである。・・・被告は、本件変更計画を決定するに当たり、・・・本件事業全体で一・〇〇となり、・・・被告の費用対効果の判断が効用及び費用の算出過程に看過し難い誤りがあるとか判断方法が社会通念上著しく妥当を欠くまではいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったということではできない。」と判断した。

同事件（福岡高判平一五・五・一六）は、「国営土地改良事業の変更計画である本件変更計画については、法八条

四項の適用ないし準用はなく、事業の必要性及び費用対効果はいずれもその要件でない<sup>(3)</sup>。」と判示した。

永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件（大津地判平一四・一〇・二八）は、「行政庁の行った経済効果の測定が社会通念上又は計算上著しく妥当性を欠いていて、行政庁に裁量権を付与した目的を逸脱したもので、行政庁の要件充足についての判断がその裁量権を濫用してなされたと認められる事情が存しない限り、その判断裁量の範囲内にあるものとして、当該土地改良事業は経済性の要件を充足するものと解すべきである。・・・」「土地改良事業における経済効果の測定方法について」（昭和六〇年七月一日付け六〇構改C第六八八号農林水産省構造改善局通達。以下「測定方法通達」という。）に従い、・・・本件事業の投資効率は一・〇四であって、経済効果が実施費用を上回っているものと認められるのであるから、本件事業計画は経済性の要件を充足するものと認められる<sup>(4)</sup>。」と判示した。

同事件（大阪高判平一七・一二・八）は、「本件決定は、・・・本件設計基準で定められた極めて重要な調査である前記各調査を欠いたままの全体実施設計に基づくものであったといわざるを得ない。・・・本件設計基準は、・・・解説部分も通達と実質的に一体となるものとして決定されたことが明らかである。・・・科学的に検証され、令二条所定の基本的な要件である経済性の要件については、・・・各通達による投資効率が一・〇〇以上となるか否かによって審査されることになる。そうすると、合理的な理由がないのに本件設計基準で定められた極めて重要な調査を省略するなどして手続を進めた場合には、・・・手続が適正でないとの評価を受け得ることもあるものというべきである。・・・法令上要請される専門家としての必要な調査・報告を欠いたというべきである。・・・各決定も違法であって、取消しを免れない。」と判示した。

やんばるの森広域基幹林道開設工事損害賠償等請求住民訴訟事件（那覇地判平一五・六・六）は、「林業基本法は、基本法という名称の示すとおり、一般的な指針を定めたものにすぎず、同条項が、原告らの主張するような環境影響

評価調査や費用対効果分析、総合的なアセスメントを実施することなどの具体的行為を義務付けているとはいえない。・・普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず（地方自治法二条一四項）、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないとされている（地方財政法四条一項）から、これら規定に抵触する経費の支出は違法と評価されるものである。・・本件事業に起因する法面や路肩の崩壊等による維持修繕費用の支出の点を考慮しても、本件事業が必要性及び経済的合理性を著しく欠き、そのための経費の支出が事業の目的、効果との間の均衡を著しく欠くとまでは認められない。」と判示した。

同事件（福岡高那郡支判平一六・一〇・一四）は、「経費の支出において、目的に従った最大効果を達成するため何をもって必要かつ最少の限度というべきかは、当該事務ないし事業の目的、当該経費の額、経済状況等の諸事情の下において、社会通念に従って決定されるべきものであるから、・・本件事業に起因する法面や路肩の崩壊等による維持修繕費用の支出の点を考慮しても、本件事業が必要性及び経済的合理性を著しく欠き、そのための経費の支出が事業の目的、効果との間の均衡を著しく欠くとまでは認められない。」と判示した。

圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件（東京地判平一五・一〇・三）は、「相手方らの主張する損失は、・・その算定の対象は、コスト換算可能とされる走行時間短縮、走行経費減少及び交通事故減少にかかる便益のみであって、その算出に際しては、具体的に算定可能な事業費及び維持管理費などは考慮されているもの。・・本件区間が事業計画どおりに進行し、走行時間が短縮され、走行経費及び交通事故が減少するという将来の理想的な仮定の下に算出されたものであって、・・このような値をそのまま取り入れることはできないというべきである。」と判示した。

同事件（東京高判平一五・一二・二五）は、「得べかりし便益であるからといって、これを無視ないし軽視することはできないし、その便益の金額も相応の根拠の下に経済的利益として年間約三七億円を超えると推計されたものであるから、これが推計通り得られるかはともかく、無視ないし軽視することはできない経済的利益があることは否定できない。」と判示した。

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・一二）は、「本件事業認定申請書においては、・・・費用便益分析マニュアル（案）に従い本件事業区間の費用分析を行った結果として、基準年度（平成一一年度）において得られる便益の額は合計八、〇九五億円とされ、他方、費用については、合計三、六四五億円とされ、その結果、本件事業の施行によって高度の便益が生じるものと評価されている。しかし、上記分析は、もともと本件事業が事業として採算性があるものかどうかを分析したのではなく、そうした点を分析した資料は見当たらない。・・・得られるであろう積極的な価値のみに注目しており、本件事業を施行することによって生じる周辺環境への影響、それを最小限度にとどめるために必要とされる対策費などの負の側面については一切考慮されていないことなどに照らすと、このような数値を前提として本件事業によって多大な便益が生じるものと判断することはおよそ不合理であって、上記の点を捨象してこのような数値を前提に判断を進めることは許されないといふべきである。」と判示した。

同事件（東京高判平一八・二・二三）は、「費用便益分析の結果は、・・・圏央道整備による便益としては、・・・走行時間短縮便益が七、〇四一億円、走行経費減少便益が七二三億円、交通事故減少便益が三三一億円、合計八、〇九五億円であり、・・・事業費が三、四八七億円、維持管理費が一五八億円、合計三、六四五億円であって、前者を後者で除した費用便益比（C/B/R）は二・二二であるとされていることが認められる。そして、この費用便

益分析は、・・・「費用便益分析マニュアル(案)」に基づいて行われたものであって、・・・その分析手法に特に不合理的な点はみられない。」と判示した。<sup>(12)</sup>

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三一)は、「本件費用便益分析に当たっては、・・・マニュアルに従い、・・・まず、便益については、基準年(平成一一年度)における走行時間短縮便益、走行経費減少便益及び交通事故減少便益は、それぞれ七、〇四一億円、七三三億円、三三一億円と算出され、その合計額は、八、〇九五億円となった。次に、費用については、基準年(平成一一年度)における事業費及び維持管理費は、それぞれ三、四八七億円、一五八億円と算定され、その合計額は、三、六四五億円となった。その結果、費用便益比(B/C)は、二・二と算定された。」と判示した。<sup>(13)</sup>

同事件(東京高判平二〇・六・一九)は、「本件圏央道事業区間の費用便益分析は、マニュアルに基づいて行ったものであり、その方法が相当でないということとはできない。」と判示した。<sup>(14)</sup>

仙台市高速鉄道事業公金支出差止請求事件(仙台地判平一八・三・三〇)は、「仙台市の需要予測(一日当たりの乗車人数一九、〇〇〇人)、建設費見積(二km当たり一九〇億円)は、いずれも合理性が認められる・・・整備後三〇年間の費用便益比は一・一〇となり、・・・本件事業を実施するか否かは、被告市長がまさに社会的、政策的又は経済的な諸要素を総合考慮して決すべき政治的判断といことができ、議会のコントロールの下での被告市長の広い裁量に委ねられている。」と判示した。<sup>(15)</sup>

同事件(仙台高判平一九・一〇・三〇)は、「本件許可申請の需要予測及び建設費見積りに不合理とまでいふべき点は存在しないところ、・・・費用便益比も原判決説示のとおり一・一〇となるのであって、鉄道事業法五条一項一、二、三号、地方公営企業法一七条の二第二項、地方自治法二二条一四項、地方財政法二条二項、四条一項に違反するものではない。」と判示した。

く、この点の仙台市の判断に専門技術的裁量、行政裁量の逸脱はないものというべきである。<sup>(16)</sup>と判示した。

圏央道事業認定・裁決取消請求事件（東京地判平二二・九・一）は、「費用便益分析が実施されていることが同法に基づく事業の認定の要件であると解すべき法令上の根拠は見当たらないし、また、平成一五年八月マニュアルによる費用便益分析の結果である費用便益比が一定の数値を下回ることをもって、当該事業が同条三号及び四号の要件に該当しないものであると解すべき法令上の根拠も見当たらない。」と判示した。<sup>(17)</sup>

## 2 代替案検討

行政過程における政策、施策、計画、行政処分各段階において、公益性、公共性を分析するために、法目的の観点から代替案の検討をし、比較評価することは法目的合理性確保のための必要要件といえる。これは実質的な法治主義を担保する手法ともいえる。<sup>(18)</sup>

ここで、行政処分や行政計画において代替案の合理性が問題となった。<sup>(19)</sup>

蜂の巣城事業認定無効確認請求事件（東京地判昭三八・九・一七）は、「ダムサイトの選定といった事柄は所管行政庁の裁量に親しむ余地の大きいことである・・・本件事業計画が土地収用法第二〇条、第三、四号の要件を欠いているものとする原告等の非難は、右の選定を不当とするかぎりにおいて失当である。」と判示した。<sup>(20)</sup>

日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・一三）は、「道路というものは、人間がその必要に依じて、自らの創造力によって建設するものであるから、原則として、「費用と時間」をかけることによって、「何時でも何処にでも」これを建設することが可能であり、従って、それは代替性を有しているといえる。・・・最も事業費を要するのは一三・五一億円・・・本件事業計画案（A案）以外に、本件



道路がかかえている交通事情を解消する適当な方法（代替性）が他にないとは必ずしもいえないのである。」<sup>(21)</sup>と判示した。

三井寺バイパス事業認定等取消請求事件（大津地判昭五八・一一・二八）は、「法二〇条四号の公益性に関する判断は・・・自由裁量に属する・・・裁量権の濫越または濫用があると認められる場合に限られる・・・判断過程およびそこで考慮された判断資料、判断要素に社会通念上著しく妥当を欠く点があるか否かを検討して行う・・・Aルートは、原告寺域を外し、・・・トンネル延長が本件ルートより五〇〇m長くなり、トンネル内には曲線半径（道路幅造令一五条参照）七〇〇mのカーブが入るため、本件ルートより危険性が高い・・・、Bルートは、原告寺域を外し、・・・トンネル延長が本件ルートより三〇〇m長くなり、トンネル内に曲線半径五〇〇mのカーブが入ることは本件ルートと同じであるが、それがS字型に入るとき、同時にそこに縦断勾配の・・・頂点が入ってくるため、視距が短くなって非常に見通しが悪く本件ルートより危険性が高い・・・起業者建設大臣の以上の判断過程およびそこで考慮された判断資料、判断要素をみると、起業者建設大臣はA、B各ルートを排するにあたり専ら工事費用、工期、工事の難易、車両の走行の安全性等の技術的、経済的事項およびA、B各ルートに供される土地が失う利益を考慮したにすぎず、原告寺域の有する宗教的文化的価値については全く考慮しなかったことが窺われる・・・被告建設大臣がA、B各ルートの代替案の存在にもかかわらずなお本件各土地を収用または使用する公益上の必要があるものとした判断に裁量権の濫越または濫用があるとの事実を認めるに足りる証拠はないから、本件事業認定には法二〇条四号に違背する違法はないというべきである。」<sup>(22)</sup>と判示した。

成田空港事業認定処分等取消請求事件（東京地判昭五九・七・六、東京高判平四・一〇・二三）は、「収用法はもとより同法施行規則等にも事業認定の申請に当たり起業者に対して他の適地の有無に関して資料の提出を義務付ける

規定はなく、またある事業の適地として複数の適地が存在しうる場合に、事業認定庁が独自の案に基づきすべての適地と申請に係る起業地との優劣関係を判定することまで要求されているとは解しえないから、原告らの主張する最適地法則なるものは、収用法二〇条三号、特措法七条三号の要件ではない。・・・事業認定申請等から代替案のあることが判明して・・・当該事業計画案と代替案との優劣の審査に当たっては、・・・性質上必然的に政策的又は専門技術的な判断を伴うものであるから、より広い裁量の余地があるものというべく、代替案の方が事業計画案より著しく優れていて、事業認定庁の判断が社会通念上著しく不当であると認められる場合にのみ裁量の逸脱又は濫用があり違法とされる。」と判示した。<sup>(23)</sup>

東北自動車道事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（秋田地判平八・八・九）は、「代替案との比較検討は、・・・土地収用法その他の関係法令には、・・・法的義務はない。したがって、被告建設大臣が本件ルートと前ルートとの比較検討を行わなかったことをもって直ちに本件事業認定を違法とすることはできない。<sup>(24)</sup>本件ルートは、最小平面曲線半径が一、三〇〇mであるのに対して、想定ルートでは、同数値が一、〇〇〇mと、曲線がややきつくなる。一〇〇km/hの場合の最小曲線半径の一般値が七〇〇mであるから、想定ルートの最小平面曲線半径でも、一〇〇km/hに対応できるといえるが、高速道路という道路の性質からは、できるだけ直線に近い線形をとるのが通行車両の安全の見地から望ましい。・・・失われる土地の利益、遺跡等の社会的文化的価値、交通の安全性、工事の難易、事業費用等の社会的・技術的・経済的諸事情等を総合的に比較検討したとしても、本件ルートは、想定ルートと比較して特段劣っているというとはできないから、不合理なルートであるというとはできない。」と判示した。<sup>(25)</sup>

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）は、「事業費の比較においては、地下化の場合の投資額が一、三七七億円となるのに対し、高架化の場合には二、〇三八億円となるという意見も出さ

れ、算定の方法にもよるが、現在の鉄道敷きの有効利用を含めて考えた場合、地下式の方が経済的に有利となることもあり得るといふ示唆があり、<sup>(26)</sup> . . . より慎重な検討すれば、事業費の点について高架式と地下式のいずれが優れているかの結論が逆転し又はその差がかなり小さいものとなる可能性が十分あったにもかかわらず、この点についての充分な検討を経ないまま高架式が圧倒的に有利であるとの前提で検討を行った点で事業的条件の判断内容にも著しい誤りがある。」と判示した。

同事件（東京高判平一五・一二・一八）は、「参加人が、事業費について、本件高架式が約一、九〇〇億円であるのに対し、地下式は、約三、〇〇〇億円（二線二層方式の場合）、ないし約三、六〇〇億円（二線四層開削方式の場合）であり、事業的条件において、本件高架式が地下式よりの優位に立つとした。さらに、本件高架式は、嵩上式（一部掘削式）と地下式の併用との関係でも、三つの比較条件において優位に立つと判断した。<sup>(28)</sup> . . . 原告原被告が事業費に係る参加人の判断には考慮要素の欠落、判断内容の過誤があるとする点は、いずれも理由がない。」<sup>(29)</sup>と判示した。

同事件（最（一小）判平一八・一一・二二）は、「被告参加人は、. . . 環境への影響を比較しないまま、本件高架式が優れていると評価している。しかしながら、. . . 平成五年決定が、その判断の過程において考慮すべき事情を考慮しなかったものといふことはできない。 . . . 本件区間の構造について三つの方式の比較検討をした際、既に取得した用地の取得費や鉄道事業者の受益分を考慮せずに事業費を算定しているところ、このような算定方法は、当該都市計画の実現のために今後必要となる支出額を予測するものとして、合理性を有するといふべきである。 . . . 平成五年決定が本件高架式を採用した点において裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるといふことはできないから、これを基礎としてされた本件鉄道事業認可が違法となるということもできない。」<sup>(30)</sup>と判示

した。

徳山ダム事業認定取消請求事件（岐阜地判平一五・一二・二六、名古屋高判平一八・七・六）は、「揖斐川の治水対策の代替案については、徳山ダムを造らずに、その分河道の計画高水流量を増大させる案として、・・・三つの案が考えられる・・・引堤案・・・堤防嵩上げ案・・・河床掘削増大案・・・三案いずれも揖斐川の流域の現状からすると、社会経済的に影響が大きく、現実性がない。・・・徳山ダム建設と河道改修による現在の揖斐川の治水計画は、他の考え得る代替案と比較しても最も合理的なものと認められる。」と判示した。<sup>31)</sup>

圏央道あきる野ⅠＣ事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二）は、「土地収用法その他の関係法令に、起業者に代替案の提示を義務づけるような規定や事業認定庁自らが代替案を設定し検討すべきことを義務づけるような規定は存在しないが、・・・代替案の検討を行わなくとも、当該事業計画の合理性が優に認められるといえるだけの事情があればともかく、そうした事情が存在しないにもかかわらず、代替案の検討を何ら行わずに事業認定がなされた場合は、不十分な審査態度であって、事業認定庁に与えられた裁量を逸脱する疑いを生じさせるといふべきであり、本件事業については、これまで述べてきたところから明らかなように、公益性、必要性について合理的な説明がなされていない部分が多々見受けられるのであるから、およそ事業計画の合理性が優に認められる場合に該当するものではない。そうすると、本件事業について、代替案の検討を行っていないことについては、十分な審査が行われていないとの誹りを免れないといふべきであって、最低限あきる野インターチェンジを設置しないことを前提とした場合いかなるルートが妥当かという観点から代替案の検討は必要不可欠であったと認められる。」と判示した。<sup>32)</sup>

栗東市起債差止請求事件（大津地判平一八・九・二五）は、「本件においても、仮線工法のほかに、高架橋（跨道

橋)又は地下道の建設により施工するという複数の工法が考えられる。．．．仮線工事費は、被告が本件道路拡幅工事に必要と主張する部分に限っても八六・九九億円と、本来の目的である道路の工事費に比してあまりに巨額であり、．．．他の工法と比較して経済的合理性を欠くものといわざるを得ない。」と判示した。<sup>(35)</sup>

同事件(大阪高判平一九・三・一)は、「本件新幹線仮線工事は、新駅舎の建設工事についての調査会社への業務委託において仮線工法が適切と結論づけられ、．．．道路拡幅工事の工法(活線工法、仮線工法のいずれを採用するか)を、経済的合理性や技術的可能性の見地から検討したとは認められず、．．．本件道路拡幅工事が仮線工事の関連工事という態様であっても、その逆ではない。．．．したがって、仮線工事は、本件道路拡幅工事のためのものと認められないから、本件起償は法五条五号の道路の建設事業費の財源とする場合に該当せず、その全体が法五条に違反するといふべきである。」と判示した。<sup>(34)</sup>

輛の浦埋立免許差止請求事件(広島地判平二一・一〇・一)は、「埋立架橋案と山側トンネル案との道路整備効果を比較する場合、．．．拡幅等工事を未了区間の交通混雑解消という効果の点で、埋立架橋案の法が優れているとはいえるけれども、山側トンネル案であっても、．．．上記優位性の程度は、輛の景觀の保全を犠牲にしてまでもしななければならないものであるかについては、大きな疑問が残るといふべきである。」と判示した。<sup>(35)</sup>

静岡空港事業認定取消請求事件(静岡地判平二二・三・一八)は、「静岡空港の建設地の選定については、前記認定のとおり、静岡空港建設検討専門委員会において他の二案と比較検討した上で、榛原(島田)地区に関して、ISL Sを利用した着陸の進入方向が東側からのみに限られること、土工量、工事費が他案と比較し高くなることなども勘案された上で決定されており、また、適法性の確定している静岡空港設置許可処分が行われる際にもその合理性は確認されているのであるから、静岡空港建設地の選定が不合理であったと解することはできない。」と判示した。<sup>(36)</sup>

## 3 需要予測

解決すべき行政課題があり、それを実現するために行政事実を調査し、それに適した行政形式として、行政立法、行政計画、行政処分<sup>(37)</sup>の判断形成をするとき、二つの予測と評価が必要となる。まず、調査した行政事実、例えば、人口が年々増加又は減少しているとか、車両交通が年々増加し、交通渋滞が激しくなっているとかの事実に対し、将来は、どのように変化するのか、対策を講じなければ公共性にどのような障害を生じるかを予測、評価する場合である。次に、前述の予測評価に基づき対策として、法に基づき、行政計画や行政処分、行政事業等の案もしくは代替案考えした場合、それぞれの案が実施されればどのような効果を上げるかについて予測評価する場合である。以上の二点の予測評価が不合理であった場合、その行政行為形式は違法となる。

ここで、需要予測の合理性が問題となった。

下水道土地収用裁決取消等請求事件(名古屋地判平五・二・二五)は、「当時、平面的に広がっている区域の中で、どれくらいの大さきの下水道処理プラントをどこにいくつくらい建てれば全体として最も合理的かという点については、工学的な手法で決める方法が確立されておらず、本件では経済的な指標によって右の最適化計算をしたが、結果的には一〇億円の数値の大小で順位を決めることとなり、右計算は現実的には余り意味のあるものではなかった。・・・右計算の前提条件にはその性質上多くの不確定な要素が含まれている・・・最適計画を工学的に決定する手法は確立されておらず、・・・本件調査報告における最適計画の選択は、・・・一応の合理性を肯定することができないではない。」と判示した。

同事件(名古屋高判平九・四・三〇)は、「本件調査報告における最適計画の決定に至る経過は、前認定(原判決

引用)のとおりであるところ、・・・最適計画の決定に至る経過には一応の合理性が認められるのであって、右論理的な不整合があるからといって本件都市計画を違法とまで言うことはできない。<sup>(39)</sup>」と判示した。

二風谷ダム権利取得裁決及び明渡裁決取消請求事件(札幌地判平九・三・二七)は、「原告らは、本件事業認定当時、苦東基本計画が頓挫していたとし、二五万㎡/日もの工業用水は必要ない旨主張する。・・・しかし、北海道は、本件事業認定時において、・・・二五万㎡/日の工業用水の供給について、変更を求めていなかったことが認められるから、原告らの右主張は、採用しない。・・・北海道開発庁は、平成四年一〇月二日、苦東基地の将来像を工業都市から生活・文化、レジャー機能を有する複合都市にすることなどを要旨とする調査報告書を作成したこと、北海道は、平成七年八月、苦東基本計画を見直したことが認められるが、これらの事実は事業認定時点以後の事情であり、本件事業認定の適否の判断に影響を与えるものではない。」<sup>(40)</sup>と判示した。

相模大堰建設費用差止等請求事件(横浜地判平一三・二・二八)は、「水需要予測という確定値が定まらない事項を対象とする判断であること、水需要に変化が生じてきたといっても上昇の傾向が弱まったという程度でありこれに対する必要性が消失したということではないこと、そのため本件事業を完成させることは、過大かどうかを別とすれば曲がいなりにも成果が得られること、・・・裁量権濫用の違法の非難は免れる。」<sup>(41)</sup>と判示した。

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件(静岡地判平一五・一一・二七)は、「道路網計画は、伊東市の将来人口の推計を、昭和四五年から平成二年までの推移に基づいて、人口及び就業人口の双方のトレンド分析(三種類の分析法を用いている)を行い、この結果に上位計画フレームとの整合を図って、将来人口を設定するという手法で行っている。・・・道路網計画は、その策定根拠となった数値、例えば伊東大仁線に関する発生集中交通量の推計などにやや慎重さを欠くといえる部分があるが、全体としては明白な誤認、著しい不合理な判断はない。」<sup>(42)</sup>と判示し

た。

同事件（東京高判平一七・一〇・二〇）は、「被控訴人が本件変更決定をするに当たって勘案した土地利用、交通等の現状及び将来の見通しは、都市計画に関する基礎調査の結果が客観性、実証性を欠くものであったために合理性を欠くものであったといわざるを得ない。」と判示した。<sup>(43)</sup>

徳山ダム事業認定取消請求事件（岐阜地判平一五・一二・二六）は、「水資源開発施設の計画を進めるに当たっては、長期的、先行的な観点から整備する必要があるとともに、自然を対象とすることから予測を超える事態が生ずることも想定して、予測と実際が異なったときにも支障を生じないだけの余裕を見込む必要がある。すなわち、水不足の事態を生ずるよりは、余剰の水がある事態の方が政策として安全かつ妥当である。」と判示した。<sup>(44)</sup>

同事件（名古屋高判平一八・七・六）は、「水資源開発施設の建設は、将来の経済、社会の発展にも対応することができるよう、先行的に開発を進めることが必要であると認められるから、その結果、水資源開発施設が完成し供用を開始された後の特定の時点において、水の需要量と供給量に差が生じるのはやむを得ない現象であり、そのことから、当然に水資源開発の前提となった水需要予測が誤りであるということとはできない。」と判示した。<sup>(45)</sup>

圏央道あきる野ＩＣ事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二三）は、「あきる野インターチェンジの設置計画は、要するところ、現在供用が開始されている日の出インターチェンジでは対応しきれない交通量が発生することに尽きると思われるが、日の出インターチェンジの予測交通量に差異が生じていること・・・そのような予測が正当なものであるかどうかについては疑問が生じざるを得ない。」と判示した。<sup>(46)</sup>

同事件（東京高判平一八・二・二三）は、「あきる野インターチェンジの設置により、圏央道利用者の増加や牛沼地区の一般道路の通過者の減少などの公益性及び必要性が是認されるのであり、あきる野インターチェンジが日の出



インターチェンジから約一・九kmの距離にあることをもって、その公益性、必要性を否定することはできない<sup>(47)</sup>。」と判示した。

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三一）は、「費用便益分析を行う上では、交通量の推計が必要となる。交通量は、道路交通センサスペースのOD表（交通機関の地域間相互の動きを表の形に集計・整理したもの）を用いて、発生集中交通量、分布交通量、配分交通量をそれぞれ推計する方法で行う（三段階推定<sup>(48)</sup>法）」と判示した。

同事件（東京高判平二〇・六・一九）は、「交通量推計の手法において、対象地区のOD表を作成し、分布交通量を推計し、その配分手法に関してはQ・V式を用いた配分を原則とするとされており、本件費用便益分析における将来交通量の推計、将来の発生集中交通量、分布交通量の推計はマニュアルに従うものであって、これが相当でないということはできない<sup>(49)</sup>。」と判示した。

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件（那覇地判平二〇・一一・一九）は、「本件埋立事業等による事業計画の前提となる泡瀬地区の宿泊需要等の予測は、同時点においても、種々の疑問点が存する内容であったものといわざるを得ないが、将来の需要予測には不確実さが伴うものであることに加え、・・・宿泊需要予測の根拠となった数値等は、当時の統計データや調査報告書等、一応の根拠を有する資料を基に算出されているものであって、・・・合理性を欠くものとまでいうことはできない<sup>(50)</sup>。」と判示した。

同事件（福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五）は、「本件埋立事業が、新港地区航路等浚渫工事によって発生する浚渫土砂の処分を目的の一つとしているからといって、直ちに合理性を欠くことになるものではないし、マリナー・リゾート建設に関しても、収支の見通しが、当時の統計データや調査報告書等、一応の根拠を有する資料を基礎

としていたことから、・・・経済的合理性を欠くものであったとまでいえない。<sup>(51)</sup>と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（東京地判平二一・五・一一）は、「社団法人日本水道協会が平成一二年三月に発行した「水道施設設計指針二〇〇〇」（以下「本件指針」という。）には、水道施設の整備計画や需要予測に関する基本的な考え方や具体的な手法が記載されているところ、・・・都の平成一五年一二月の予測は、このような本件指針で示された方法に基本的に従って行われたものであって、合理的なものといえることができる。<sup>(52)</sup>と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（前橋地判平二一・六・二六）は、「各水道用水供給事業及び工業用水道事業にとって、八ッ場ダムを除いた水源のみによっては現在必要とされている水量を今後も安定的に供給することに困難を来しかねない状況にあるところ、今後企業誘致等により更に必要な水量が増加する可能性もあるものであり、加えて、現時点において必要な水源が確保できているとしても、それは八ッ場ダム建設事業に参画することを前提として付与されている暫定豊水利権の存在によることも大きいのであるから、結局のところ、八ッ場ダムからの程度の水源を確保すべきかという程度問題はあるとしても、八ッ場ダム建設事業に参画することによって安定的な水源を確保する必要性自体は、否定し難いものである。<sup>(53)</sup>」と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（水戸地判平二一・六・三〇）は、「利根水系においては平成三二年には計算上需要が供給を上回る予測となっており、水源の融通をしないことが明らかに不合理とはいえないことは前記のとおりであるから、かかる主張に理由がない。以上に加えて、近年降雨総量の年平均値が減少傾向を示しているため、河川の流量が減少し、ダムによる開発水量を計画どおりに安定的に供給することが困難になる渇水年が増加する可能性があり、現に、ダム等の供給施設からの年間を通じた安定供給可能量が、近年二番目の渇水年においては、八ッ場ダム等の開発水量に対し、約七九%まで低下していると認められることからすれば、安定供給可能量の低下の観点か

らも、ハツ場ダムの参画水量全量が必要と考えることが明らかに不合理であるとはいえない。<sup>(84)</sup>と判示した。

輦の浦埋立免許差止請求事件（広島地判平二一・一〇・一）は、「福山コンサルタントが作成したOD表は、一二時間又は二四時間のゾーン間の交通流動を把握するものにすぎず、同社の一般化時間最小ルートサーチ法による推計結果は二四時間の交通状況を把握するものにすぎない。・・・福山コンサルタントの調査及び検討は不十分のものであったといわざるを得ない。福山コンサルタントは、一般化時間最小ルートサーチ法を使用して、埋立架橋案、山側トンネル案の将来的な交通量を推計した。この推計手法は、・・・トンネルルートや本件計画道路といった新たなネットワークを設定し推計を行う場合にまで、その推計条件が妥当性を有するものかどうかについては、疑問が残るといわざるを得ない。そうすると、福山コンサルタントが設定した推計条件が妥当なものであるかについては、必ずしも正確な検証がなされたとはいえず、福山コンサルタントの推計結果は、直ちに採用できない。」<sup>(85)</sup>と判示した。

ハツ場ダム建設費用支出差止等請求事件（千葉地判平二一・一・一九）は、「千葉県企業庁は、管轄する工業用水全体の視点に立って、千葉地区工業用水道事業の必要性を検討する必要があるとはいえないことからすれば、千葉地区工業用水道事業の契約水量のみを基準として、本件事業への参画の必要性があるかどうかを判断するのは相当ではないというべきである。よって、被告の上記主張は採用できない。・・・千葉県企業庁は、・・・安定供給のため安全サイトに立ち過去の実績から最小の負荷率を採用して一日最大給水量を算出したためであることが認められる。そして、この方法によつた予測値と実績値との間に差異が生じていることは、原告らの主張のであるが、前記のとおり、千葉県水道局における予測と同様に、千葉県企業庁は安定した水道の供給をする責務を負っているのであり、長期の予測をたてる際に水需要の予測に余裕を持たせることが明らかに不合理であるとはいえない。加えて、予測値は、あくまで計測値であることからすると、実績との差異が生じたことにより、直ちに予測値が明らかに不合理であ

るとまではいえない。さらに、原告らは、上記兩予測値について、経済成長率を工業用水の基礎指標とすること自体に初歩的な誤りがあると主張する。しかしながら、経済成長率に伴い、工業用水道使用料が増減するとし、これを基礎事情の一つとするとの判断が明らかに不合理であるとまでは認められない。<sup>(56)</sup>と判示した。

静岡空港事業認定取消請求事件（静岡地判平二二・三・一八）は、「二都県の平成二二年度の航空旅客流動量の合計値を、平成七年度の航空旅客流動量の構成比で配分するという、本件補正方法の合理性について、原告らの前記主張を踏まえて検討する。なるほど、原告らが指摘するように、一二都県の純流動調査のデータの平成七年度から二二年度にかけての増加率・減少率は、都県によってかなりのばらつきがある。・・・本件補正方法には合理性が認められると解するのが相当である。<sup>(57)</sup>以上を総合すれば、本件事業認定が行われた当時の予測としては、本件需要予測の合理性を認めることができる」と解するのが相当である。なお、念のため付言するに、静岡空港は本件訴訟の口頭弁論終結時において既に開港しており、本件需要予測には、結果的には、開港時の現実と齟齬する部分が存在したことが認められるけれども、そもそも、需要予測は将来の複合的な要因により引き起こされる結果を予測するものであり、時間が経過した後には、予測と実際の結果に異なった部分があったからといって、そのことによって予測当時の需要予測の合理性が否定されるものではなく、本件需要予測についても同様であって、これによって前記判断が左右されることはなく、既に検討したとおり、本件需要予測については、本件事業認定が行われた当時の予測としては、その合理性を是認するのが相当である。」<sup>(58)</sup>と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（さいたま地判平二二・七・一四）は、「平成一五年予測の当時において今後も水需要が漸減ないし横ばい傾向ないし減少傾向が継続することを前提とする予測を行わなかったことから、直ちに水需要の予測が不合理であるということはできない。<sup>(59)</sup>・・・非かんがい期とされる・・・水の安定的な供給の確

保という見地から当然であり、・・・原告らの主張は採用できない。<sup>(60)</sup>・・・非かんがい期における濁水発生の可能性をも合わせ考慮すると、本件合理化事業で得られた・・・不合理であるとまではいえず、原告らの主張は採用できない。<sup>(61)</sup>・・・現在の埼玉県の保有水源量は、・・・第五次フルプランの改定に伴い・・・約二七五万 $\text{m}^3$ /日となる。<sup>(62)</sup>・・・ハツ場ダムからの供給によって手当てして、水の安定的な供給を確保することが必要であるという判断が不合理であるとまでいうことはできない。<sup>(63)</sup>と判示した。

- (1) 政策評価研究会「政策評価の現状と課題～新たな行政システムを目指して～」『政策評価研究会報告』通商産業省1999, p. 18
- (2) 『判例時報』一七六九号 2002, p. 35
- (3) 『判例タイムズ』一一三四号 2004, p. 121
- (4) 『判例タイムズ』一一〇九号 2006, pp. 158-159
- (5) DI-Law/ID28131608 p. 22 (DI-Law のみ掲載)
- (6) DI-Law/ID28131608 p. 27 (DI-Law のみ掲載)
- (7) 『判例自註』一一五〇号 2004, pp. 63-66
- (8) DI-Law/ID28101007 pp. 16-17 (DI-Law のみ掲載)
- (9) 「圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件(東京地判平一五・一〇・三)」判決文』2003, p. 19-20
- (10) 「圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件(東京高判平一五・一一・二五)」判決文』2003, p. 28
- (11) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)」判決文』2004, pp. 90-91
- (12) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・一三)」判決文』2006, pp. 33-34
- (13) 「圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)」判決文』2005, p. 75
- (14) 「圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京高判平二〇・六・一九)」判決文』2008, p. 126

- (15) 『判例自治』三〇五号 2008, p. 85
  - (16) 『判例自治』三〇五号 2008, p. 59
  - (17) 『国策道事業認定・撤決取消請求事件(東京地判平二二・九・一)』判決文』2010, p. 106
  - (18) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』蔡学社 2006, p. 322
  - (19) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』蔡学社 2006, p. 323
  - (20) 『判例時報』三五二号 1963, p. 25
  - (21) 『判例時報』五五六号 1969, p. 34 (京都地判昭四四・四・九)『判例時報』七一〇号 1973, p. 36 (東京高判昭四八・七・一三)
  - (22) 『判例時報』一一一九号 1984, pp. 66-68
  - (23) 『判例時報』一二二五号 1984, p. 80
  - (24) 『判例自治』一六四号 1997, pp. 77-78
  - (25) 『判例自治』一六四号 1997, p. 83
  - (26) 『判例タイムズ』一〇七四号 2002, p. 143
  - (27) 『判例タイムズ』一〇七四号 2002, p. 145
  - (28) 『判例自治』二四九号 2004, p. 84
  - (29) 『判例自治』二四九号 2004, p. 86
  - (30) 『判例タイムズ』一二二七号 2007, p. 110
  - (31) 『判例時報』一八五八号 2004, p. 64 (岐阜地判平一五・一一・二六)『DI-Law/ID2811939』p. 21 (名古屋高判平一八・七・六)
- (DI-Lawのみ掲載)
- (32) 『国策道あきる野IC事業認定・収容撤決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)』判決文』2004, pp. 96-97
  - (33) 『判例時報』一九八七号 2008, p. 17
  - (34) 『判例時報』一九八七号 2008, p. 19
  - (35) 『納の浦埋立免許差止請求事件(広島地判平二一・一〇・一)』判決文』2009, p. 169
  - (36) 『静岡空港事業認定取消請求事件(静岡地判平二二・三・一八)』判決文』2010, pp. 143-144
  - (37) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』蔡学社 2006, pp. 289-290
  - (38) 『判例タイムズ』八五四号 1994, p. 147

- (39) 【判例タイムズ】九五〇号 1997, p. 143
- (40) 【判例時報】一五九八号 1997, p. 40
- (41) 【判例自治】二五五号 2004, p. 71
- (42) 【判例自治】二七二号 2006, p. 102
- (43) 【判例自治】二七二号 2006, p. 90
- (44) 【判例時報】一八五八号 2004, pp. 59-60
- (45) DI-Law/ID28111939 p. 15 (DI-Law のみ掲載)
- (46) 【圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平二六・四・二二)】判決文】2004, p. 95
- (47) 【圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・二三)】判決文】2006, p. 36
- (48) 【圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)】判決文】2005, pp. 74-75
- (49) 【圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京高判平二〇・六・一九)】判決文】2008, p. 127
- (50) 【泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(那覇地判平二〇・一一・一九)】判決文】2008, p. 184
- (51) 【泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五)】判決文】2009, p. 18
- (52) 【判例自治】三二二号 2009, pp. 78-79
- (53) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(前橋地判平二一・六・二六)】判決文】2009, pp. 46-47
- (54) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(水戸地判平二一・六・三〇)】判決文】2009, p. 73
- (55) 【碓の浦埋立免許差止請求事件(広島地判平二一・一〇・一)】判決文】2009, pp. 166-167
- (56) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(千葉地判平二一・一・一九)】判決文】2010, pp. 57-59
- (57) 【静岡空港事業認定取消請求事件(静岡地判平二一・三・一八)】判決文】2010, pp. 131-132
- (58) 【静岡空港事業認定取消請求事件(静岡地判平二一・三・一八)】判決文】2010, p. 139
- (59) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(さいたま地判平二一・七・一四)】判決文】2010, p. 45
- (60) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(さいたま地判平二一・七・一四)】判決文】2010, p. 47
- (61) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(さいたま地判平二一・七・一四)】判決文】2010, p. 50
- (62) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(さいたま地判平二一・七・一四)】判決文】2010, p. 58
- (63) 【八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(さいたま地判平二一・七・一四)】判決文】2010, p. 62

## 第四節 訴訟技術

### 1 立証責任

先述したように、行政訴訟における立証責任について、行訴法は規定を欠き、「民事訴訟の例による」という第七条の解釈として議論されている。もっとも、「例による」べき民事訴訟においても、立証責任をどう考えるべきかについては法律の規定を欠いているので、もっぱら学説に委ねられ、学説上も最近活発な議論がなされており、先の説論的見解は動搖しつつある。<sup>(1)</sup>

ここで、公共事業が争われた行政訴訟の立証責任が問題となった。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「許可処分を主張する者が、当該原子炉の危険性、換言すれば、その安全に関する判断の相当性を立証すべきであるとの結論を導くものではない。・・・したがって、公平の見地から、当該原子炉が安全であると判断したことに相当性のあることは、原則として、被告の立証すべき事項である。」と判断した。<sup>(2)</sup>

同事件（高松高判昭五九・一二・一四）は、「主張立証については、公平の見地から、安全性を争う側において行政庁の判断に不合理があるとする点を指摘し、行政庁においてその指摘をも踏まえて自己の判断が不合理でないことを主張立証すべきものとするのが妥当である。」<sup>(3)</sup>と判断した。

同事件（最（一小）判平四・一〇・二九）は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、・・・被告行政庁の判断に不合理な点の



ないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」と判示した。

福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三、仙台高判平二・三・二〇、最（一小）判平四・一〇・二九）は、「本件原子炉の安全審査資料はすべて被告の保持するところであり、原告らに比べてその専門的知識等においても優位に立つと考えられること及び本件許可処分<sup>(4)</sup>に瑕疵が存することによって生ずる虞のある原告らの生命、身体等への影響の甚大さすなわち、右処分に係る保護法益の重大性を考慮すると、右の合理性の立証は被告が負担すべきであると解するのが公平であり、条理上も妥当である。」と判示した。

東海第二原発事件（東京高判平一三・七・四）は、「被控訴人行政庁の判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、控訴人らが負うべきであるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被控訴人行政庁の側において所持していることなどを考慮すると、まず、被控訴人行政庁の側において、その判断の依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被控訴人行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づいて主張、立証する必要があり、被控訴人行政庁においてこのような主張、立証を尽くさない場合には、被控訴人行政庁のした判断には不合理な点があることが事実上推認される。」と判示した。

柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四、東京高判平一七・一一・二三）は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認され

る。」と判示した。

もんじゅ行政訴訟事件(差戻後、福井地判平二・三・二二)は、「本件無効確認訴訟においても、取消訴訟の場合と同様、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告が保持していることなどの点を考慮すれば、被告において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告の判断に重大かつ明白な瑕疵といえるだけの過誤、欠落のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告が右主張、立証を尽くさない場合には、被告がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるのが相当であって、無効確認訴訟においては重大性、明白性の要件があることを、被告に要求される立証の程度において考慮すれば足りる。」と判示した。

同事件(差戻後、名古屋高金沢支判平一五・一・二七)は、「伊方最高裁判決の主張立証責任に関する考え方は、原子炉施設設置許可処分が無効確認訴訟にも基本的に妥当するものである。したがって、原子炉施設設置許可処分の無効確認訴訟の主張立証責任は、次のように考えるべきである。すなわち、①行政庁のした原子炉施設設置許可処分の判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵(違法事由)のあることの主張立証責任は、原告が負担する。②被告行政庁は、当該判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵(違法事由)のないことを相当の証拠、資料に基づき主張立証する必要がある。③被告行政庁がその主張立証を尽くさないときには、当該判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵(違法事由)のあることが事実上推認される。」と判示した。

伊方原発二号炉事件(松山地判平二・二二・一五)は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があること、主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、・・・被告行政庁の判断に不

合理的点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される<sup>(10)</sup>と判断した。

圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件（東京地判平一五・一〇・三）は、「後行処分<sup>(11)</sup>の取消訴訟における先行処分<sup>(12)</sup>の違法の主張立証責任については、先行処分自体の取消訴訟におけるものと同様に分配すべきものであるところ、土地収用法に基づく事業認定取消訴訟においては、事業認定の適法性を被告行政庁において主張立証すべきものであるから、本案訴訟はもとより、本件においても、被告側において本件事業認定の適法性を主張立証すべきであり、その適法性に疑問が払拭できない限り、本件申立については、本案について理由がないとみえるときとの消極要件には該当しないと解すべきである。しかし、相手方らは、・・・相手方委員会は、いまだ事業認定の違法性について具体的な主張立証をしていないものとして取り扱わざるを得ない。他方、申立人は、本件事業認定及び収用判決には収用法二〇条三号及び四号違反の事由があると指摘しているのであるから、相手方収用委員会が事業認定において上記のような態度を継続する限り、何らの主張立証がないものとして敗訴を免れないというべきであり、本件については現時点においては本案に理由があることは明白であると考えられる。」と判断した。

同事件（東京高判平一五・一二・二五）は、「最初に、行政処分における執行の停止は、・・・「償うことのできない損害」は、執行停止を求める申立人において主張立証すべき積極要件である。次に、・・・消極要件については、処分庁、執行等をする相手方行政庁において主張立証すべきである。最後に、・・・原告は、本案について理由があることも、本案の証明責任の分配に従い行政処分<sup>(13)</sup>の無効事由や取消事由の要証事実を疎明しなければならぬと解すべきである。」と判断した。

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二三）は、「本件事業が事業として採算性のあるものかどうか・・・前提とした交通ネットワークをどのように設定したのかが不明であり、・・・積極的な価値のみに注目しており、本件事業を施行することによって生じる周辺環境への影響、それを最小限にとどめるために必要とされる対策費など負の側面については一切考慮されていない。」と判示した。<sup>(13)</sup>

同事件（東京高判平一八・二・二三）は、「本件事業により発生することが予想される騒音、大気汚染等は環境評価基準以下であり、・・・本件事業により失われる利益を考慮しても、本件事業により得られる公共の利益は、本件土地が本件事業の用に供されることによって失われる私的な利益及び公共の利益に優越する。」と判示した。<sup>(14)</sup>

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三二）は、「公共の利益は、広域的には、①都心部流入交通の分散による都区部の交通混雑の緩和、②首都圏全体の交通の円滑化及び③地域間の交通の拡大と産業活動の活性化であり、また、地域的には、④地域の幹線道路の交通混雑の緩和、⑤周辺の市街地生活道路に流入している通過車両の排除及び⑥交通事故の減少である。・・・失われる利益は、①自然環境への影響、特に、大気汚染、騒音等の健康面での環境悪化、②歴史的・文化的環境への影響及び③生活基盤への影響である。・・・したがって、本件事業によって得られる公共の利益は極めて大きい。」と判示した。<sup>(15)</sup>

同事件（東京高判平二〇・六・一九）は、「コンピューターの計算そのものは、・・・その計算に使用されたプログラムとデータを開示し、図等で必要な説明をすることなくしては、推計結果の妥当性を第三者が客観的に評価できないことは明らかである。・・・控訴人らの開示を求めたデータのすべてが必ずしも保存されているものではないとしても、使用したデータを保存することに意味がないとの被控訴人らの主張は採用できない。しかしながら、費用便益分析の前提となった交通量推計の手法や条件は示されており、控訴人らが主張するようなデータの開示が行われな

いことから、費用便益分析の前提となった交通量推計に不実な点が多いとかデータの改ざんが行われたとまで認定することはできない。<sup>(16)</sup>」と判示した。

## 2 立証方法

先述したように、公共事業裁判は、科学技術的な争点が多いが、科学技術的な要因の立証について、科学技術の知識体系をたどって細かいことを言い出すと、際限がなくなる。どの程度に立証すればよいかは、裁判では、裁判官の自由な心証によって決まる。<sup>(17)</sup>

ここで、どのような立証方法を採用すればよいかの問題となった。

日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（宇都宮地判昭四四・四・九）は、「本件道路を拡張する公共的必要性と、本件土地の有する景観その他の価値との比較衡量は、高度に社会的・文化的な価値判断を要することがらであるといえるから、これについて、国民各層がどのような考えをもち、どのように判断しているかを、証拠にあられた限りで考慮してみることは、当裁判所の前述のような判断の客観性を担保するためにも、必要なことのように思われる。<sup>(18)</sup>・・・当裁判所の前記のような判断は、世論の多くによって支持されていると解することができる。<sup>(19)</sup>」と判示した。

永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件（大阪高判平一七・一一・八）は、「本件設計基準は、・・・解説部分も通達と実質的に一体となる・・・各通達に従って・・・本件決定等の適正が保障される・・・合理的な理由がないのに本件設計基準で定められた極めて重要な調査を省略するなどして手続を進めた場合には、手続が適当でないとの評価をうけることもある・・・これらの調査の結果、第二ダム建設予定地の地形、地質がより明らかになっ

た。・・・それによりダムの堤高は約五・五m高くなる・・・総事業費も大幅に増大する。・・・その投資効率はずでに一を下回ることになり・・・再検討を迫られる事態になっていた。<sup>(20)</sup>と判示した。

都市計画道路区域内外建築不許可処分取消請求事件（東京高判平一七・一〇・二〇）は、「本件変更決定の直接の資料である計画変更資料が採用した道路網計画で策定したマスタープランにおける将来交通量の予測は、その基礎的数値として平成二二年における伊東大仁線沿線地区に当たるゾーンの可能収容人口の残容量を採用しているが、可能収容人口の残容量を用いて交通量の予測をすることの合理性自体明らかとはいえないばかりか・・・交通量予測の基本となる伊東市の平成二二年における総人口の予測について、過大に設定されてしまっているという問題があり、合理性に疑いのあるものといわざるを得ない。」と判示した。<sup>(21)</sup>

泡瀬干潟埋立立金支出差止等請求事件（那覇地判平二〇・一一・一九）は、「沖縄市による本件埋立計画地の具体的な土地利用計画は何ら明らかではなく、本件海浜開発計画が経済的合理性を欠く状態にある以上、それとは別個に沖縄県による本件埋立事業についての経済的合理性を認めることもできないものと解するのが相当である。」と判示した。<sup>(22)</sup>

同判決（福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五）は、「土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とするといわざるを得ないのであり、そもそも上記土地利用計画の全容が明らかとなっていない現段階においては、これに経済的合理性があると認めることはできないといわざるを得ない。・・・控訴人らは、裏付けとなる法律上の根拠（本件埋立免許及び承認の変更許可）が得られる見込みが立っていないのに、本件埋立事業等を推進しようとしていると評価せざるを得ないから、本件埋立事業等に係る財務会計行為（本件各財務会計行為）は、予算執行の裁量権を逸脱するものとして、地方

自治法一条一四項及び地方財政法四条一項に違反する違法なものというべきである。」と判示した。<sup>(23)</sup>

- (1) 室井力他「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」日本評論社2004, p. 95
- (2) 『判例タイムズ』三六三号1978, p. 141
- (3) 『判例タイムズ』五四二号1985, p. 133
- (4) 『判例タイムズ』八〇四号1993, p. 61
- (5) 『判例時報』一二二四号1984, p. 122 (福島地判昭五九・七・二三)、『判例時報』一三四五号1990, p. 33 (仙台高判平一・三・一一〇)、『判例時報』一四四二号1993, p. 51 (最(一小)判平四・一〇・二九)
- (6) 『判例時報』一七五四号2001, pp. 44-45
- (7) 『判例時報』一四八九号1994, p. 31 (新潟地判平六・三・二四)、『訟務月報』第五二巻六号2006, pp. 1891-1892 (東京高判平一七・一一・三三)
- (8) 『判例時報』一七二七号2000, pp. 43-44
- (9) 『判例時報』一八一八号2003, p. 23
- (10) 『判例タイムズ』一〇五七号2001, p. 95
- (11) 『圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件』(東京地判平一五・一〇・三三)判決文』2003, pp. 27-28
- (12) 『圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件』(東京高判平一五・一一・二五)判決文』2003, pp. 10-11
- (13) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件』(東京地判平一六・四・二二)判決文』2004, pp. 90-91
- (14) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件』(東京高判平一八・二・二三)判決文』2006, p. 64
- (15) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件』(東京地判平一七・五・三一)判決文』2005, pp. 214-215
- (16) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件』(東京高判平二〇・六・一九)判決文』2008, p. 128
- (17) 杉本泰治他「製造物責任法」勁草書房1996, p. 276
- (18) 『判例時報』五五六号1969, pp. 34-35

- (19) 「判例時報」五五六号 1969, p. 36
- (20) DI-Law/ID28131608 pp. 22-25 (DI-Law のみ掲載)
- (21) 「判例自治」二七二号 2006, p. 89
- (22) 「泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(那覇地判平一〇・一一・一九)判決文」2008, pp. 193-194
- (23) 「泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五)判決文」2009, pp. 24-25

### 第三章 裁判の評価

本章では、科学技術的視角による司法統制の限界を論じた。本案前の制約（原告適格、訴えの利益など）は、第四章で考察を加えた。

#### 第一節 計画

計画で取り上げた内容は、既に行政法学での研究の蓄積があるので、これらを先行研究として整理する。

##### 1 適合性

###### (1) 旧法下の適合性

ここでの論点は、公害防止計画適合性が旧法下において、都市計画（本件においては整備計画）の要件となっていないために、公害防止計画適合性の審査をしない整備計画でも認可基準となるか否かである。

この論点は、旧法の規定に基づく決定の適法性は旧法の下においてのみ判断されなければならず（東京地判平六・



四・一四)、都市計画法施行令二条によれば、・・・旧法下で適法、有効に決定された都市計画において定められた都市施設を整備する事業を行う場合には、・・・事業内容が旧法下で決定された都市計画に適合していれば足りる(最(一小)判平一一・一一・二五)というのが裁判所の考え方であり、新法の遡及を認めなかった。

これに対しては、道路公害の防止が公害防止計画において重要な地位を占めているので、二〇年も経て情勢が大きく変化している中で、公害防止計画適合性が審査されていない整備計画を許可の基準とすることは、変更・見直しの義務を怠った違法な計画を基準とした認可<sup>(1)</sup>という批判がある。

## (2) 計画間の拘束性

都市計画法二三条一項の柱書が、当該事業が公害防止計画の執行を妨げなければ、それ以上公害防止計画適合性を要求するものではないとしている。

ここでの論点は、計画間の拘束性があるか否かである。

計画間の拘束性を認めた判決は、小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件(最大判平一七・一二・七)である。この裁判例は、第四章第二節で考察する。

他の判決は、計画間の拘束性を認めなかった。

公害防止計画は、・・・具体的に右目標の達成に寄与することまで要求されるものとは解しえない(東京地判平六・四・一四)、法二三条一項は、・・・都市計画が公害防止計画に盛り込まれた施策に積極的に寄与することまでも要求する趣旨でない(東京高判平七・九・二八)、法二三条一項柱書後段は、・・・都市計画が公害防止計画の妨げにならないようにすることを規定したものと解される。・・・法二三条一項柱書後段が右施策と無関係に公害を増大させないことを都市計画の基準として定めていると解することはできない。・・・中央環状新宿線建設計画が本件公害

防止計画の執ることとしている施策の妨げとなるものでないことは明らか(最(一小)判平一一・一一・二五)、これらの規定を通して事業地周辺に居住する住民等個々人の個別的利益を保護しようとする趣旨を含むものと解することはできない。法一三条一項住書後段は、当該都市について公害防止計画が定められているときは都市計画は当該公害防止計画に適合したものでなければならぬことを定めているが、・・・この規定も、やはり公益的観点から設けられた(東京地判平一三・一〇・三)、東京地域公害防止計画を定めていたところ、平成五年決定は・・・同計画に適合する(東京高判平一五・二二・一八、最(一小)判平一八・一一・二二)というのが裁判所の考え方である。

これらの判決は、公害防止計画が都市計画の上位法ではなく、公害の著しい地域について公害対策を総合的に講ずるための政策を都道府県知事が策定するものであって公害防止計画の存在が事業認可の可否を規律するものではないとする見解(村田哲夫・判自二〇三号一〇〇頁)<sup>(2)</sup>と同じ立場である。

しかし、環境基準が規制基準的な意義を有し、都市計画が公害防止計画に積極的に寄与すべきであると主張(前田雅子・判評五〇〇号(判時一七二八号)一四頁)<sup>(3)</sup>という反対意見もある。

### (3) 都市計画運用指針と変更手続

ここでの論点は、都市計画の変更を運用指針に基づいて行わなければならないか否かである。

都市計画運用指針について、静岡地判平一五・一一・二七は、運用指針に違反したからといって、違法となるものとはいえないし、また、そのような政策決定が直ちに行政庁の裁量権逸脱との判断に結びつくものでもないという考え方を示した。

また、変更手続について、静岡地判平一五・一一・二七は、通達に定めた手続に違反したとしても、同手続によってされた政策決定が直ちに違法となるものでない上、・・・例外も認められること、合理性が認められる・・・違法

であるとはいえないという考え方を示した。

#### (4) 上位計画との適合性

ここでの論点は、国の広域交通網計画等の上位計画と適合していることが必要であるか否かである。

静岡地判平一五・一一・二七は、伊東大仁線と伊豆縦貫道のアクセスを高めなかったことが、上位計画に適合しないとはとうていいえないという考え方を示した。

これに対して、東京高判平一七・一〇・二〇は、上位計画に当たる国土利用計画では、平成一七年度・・・将来人口を七九五〇〇人に設定していた・・・道路網計画は、・・・八五〇〇〇人という数値をそのまま平成二二年度の将来人口として設定・・・過大に設定されてしまっている・・・合理性を欠くという考え方を示した。

(3)と(4)について、静岡地判平一五・一一・二七は、行政機関が遵守しなければならない運用指針、通達に定めた手続、上位計画と整合しない都市計画の変更について合理性を欠くという判断をしなかった。

裁判所は、東京高判平一七・一〇・二〇が判示したように、少なくとも手続的内容の審査を行うべきである。

## 2 違法性の承継

ここでの論点は、ある行政行為(先行行為)に違法事由の存することが、その行為を前提としてなされる別の行政行為(後行行為)の違法事由となるか否かである。

まず、違法性の承継を認めた事例は、土地収用法に基づく事業認定と収用裁決は、・・・両処分が相結合して、・・・一連の行政行為・・・先行処分たる事業認定が違法になされることが、後行処分たる収用裁決の要件となり、先行処分に違法があった場合には、その違法は当然に後行処分に承継される(札幌地判平九・三・二七)、先行

行為と後行行為が同一の目的を追求する手段と結果の関係をなし、これらが相結合して一つの効果を完成する一連の行為となっている場合には、違法性の承継が認められる（東京地判平一五・一〇・三）、都市計画法一三条の定める都市計画基準は土地収用法二〇条三号の定めをより具体的に規定した・・・当該都市計画決定が都市計画基準に合致すると認められないときには、特段の事情のない限り、当該事業計画は土地収用法二〇条三号の要件の該当性も認められない（東京地判平一六・四・二二）がある。

これは、先行処分と後行処分が連続した一連の手續を構成し一定の法律効果の発生を目指しているような場合、いしかえれば、先行処分が後行処分の準備として行われるにすぎない場合には、違法性の承継を容認し、先行処分が違法ならば後行処分も違法となると解される<sup>(4)</sup>と同じ立場である。

次に、違法性の承継を認めなかった事例は、事業認定と収用又は明渡の裁決は、・・・別個の行政処分であり、格別にその瑕疵を理由として取消訴訟を提起し、その違法性を争うことができるのであるから、原則として、裁決取消訴訟において、事業認定の取消事由の有無を審理判断しなければならぬ必要性はない（東京高判平一五・一二・二五）、本件認定事業は、その手續、要件及び効力は、これとは別個の法である土地収用法に基づくものであるから、・・・本件都市計画決定の違法性が承継される関係にあると解することはできない（東京高判平一八・二・二二三）がある。

これは、行政行為によって形成された行政上の法律関係はできるだけ早期に確定し安定を維持すべきであるから、行政行為の瑕疵はそれぞれ独立して一定期間内に間疑すべきであり、行政行為相互間には、原則として違法性の承継は認めるべきではないという行政行為の基本的な見方<sup>(5)</sup>と同じ立場である。

### 3 合理性

ここでの論点は、計画の合理性の要件である。

東京地判昭三八・九・一七は、基本計画の欠如は元来ダム法の問題であり、・・・基本計画が作成されていないのに多目的ダム建設を目的とする事業認定を行うことが適法であるかどうかということになる・・・参考資料の欠如が法一九条にいう方式上の瑕疵となるものではないという考え方を示した。

ここで、参考資料が欠如していても瑕疵とならないというのは、形式的な審査も行わないで行政を追認している問題がある。

この点、治水ダムだけの事業認定としてならともかく、発電を含む利水も兼ねる多目的ダムの事業認定に基本計画を欠くのに多目的ダムとしての事業認定を認めることは違法の疑いがある。治水ダムだけなら合理性、必要性があっても、発電のための利水も目的とする場合、合理性がない場合もありうるからである。そう解しないと法が基本計画の策定を義務付けた意味がなくなる。<sup>(6)</sup>

裁判所が計画の必要性を認めた事例は、本件埋立計画地において、どのような土地利用を行うのか、また、その新たな土地利用計画に係る経済的合理性等についてどのように検証したのか等、何ら明らかにされておらず、・・・経済的合理性を欠く・・・違法である(那覇地判平二〇・一一・一九)、土地利用計画の全容が明らかとなっていない段階においては、これに経済的合理性があると認めることはできない・・・違法である(福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五)、瀬戸内法は、政府に対し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき基本計画の策定を命じ(三条一項)、関係府県の知事に対し、基本計画に基づき当該府県の区域について瀬戸内海の環境の保全に関して府県計画を定めることを求めている(四条)・・・広島県知事は、本件埋立免許が「国土利用上適正且合理的」である

か否かを判断するに当たっては、・・・良好な景観をできるだけ保全するという瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的に判断すべきであり、その判断が不合理であるといえる場合には、・・・裁量権を逸脱した違法な行為に当たると(広島地判平二一・一〇・一)である。

計画の合理性の要件は、経済的合理性(那覇地判平二〇・一一・一九、福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五)と法律の趣旨を踏まえた合理的判断(広島地判平二一・一〇・一)において原告の主張が認められている。東京地判昭三八・九・一七は、参考資料の欠如という明白な瑕疵を指摘できなかったことと比して、約五〇年で裁判所の審査能力が僅かながら向上したと思う。

#### 4 裁量統制

ここでの論点は、裁判所の審理方式であり、(1)から(4)に分類して論じる。

##### (1) 判断形成過程統制

判断形成過程統制とは、行政の判断プロセスに注目する審査方式<sup>(7)</sup>である。この方式で審査を行った事例は、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、または本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより、・・・判断が左右されたものと認められる場合には、・・・裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして、違法となる(東京高判昭四八・七・一三)であり、判断形成過程統制のリーディング・ケース<sup>(8)</sup>となった事例である。

この他にも、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、

又は本来考慮に入れ若しくは過大に評価すべきでない事項を過大に評価し、このため判断が左右されたと認められる場合には、裁量判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法になる（札幌地判平九・三・二七）、行政庁が計画決定を行う際に考慮した事実及びそれを前提としてした判断の過程を確定した上、社会通念に照らし、それらに著しい過誤欠落があると認められた場合にのみ、行政庁がその裁量権を逸脱したものということが許される（東京地判平一三・一〇・三）、行政庁の判断過程において、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くかどうか、当然考慮されてしかるべき重要な要素が考慮されていたかどうか、逆に考慮されてはならない要素が考慮されていたかどうか、それらの考慮の有無の結果、決定された都市計画の内容が著しく妥当性を欠くものになつていないかどうか等の裁量権行使の著しい不合理性を示す事情の有無を中心とし、裁量権の逸脱、濫用の有無を検討する視点から審査を行う（東京高判平一五・一二・一八）、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる（最（一小）判平一八・一一・二）、本来考慮すべきでない要素を過大に重視し、また、本来考慮すべき要素を不当に軽視し、その結果が判断を左右したものと認められる場合には、その判断過程には社会通念上看過することができない過誤欠落があるといふべきであり、同判断はとりもなおさず裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして違法となる（東京地判平一六・四・二二）、事業認定庁が、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、または本来考慮に入れるべきでない事項を考慮に入れ、若しくは本来過大に評価すべきでない事

項を過重に評価し、その結果判断に影響を生じさせたというような場合には、その事業認定は、裁量権の逸脱、濫用として違法になる（東京高判平一八・二・二三）、調査及び検討が不十分なものであったり、その判断内容が不合理なものである場合には、・・・裁量権の範囲を超えた場合に於たる（広島地判平二一・一〇・一）がある。

多くの裁判例がある判断形成過程統制に対しては、高度の専門技術的知識に基づく未来予測的判断が必要で裁判所の能力では的確な判断はおぼつかないときなどは、行政過程のプロセスに着目し、行政庁の意思形成が違法な、あるいは不公正を疑わせるような手続で行われていないかどうかをさつばさに事後審査する方が行政判断の適切を担保するのに適切であり有効であるという学説（原田尚彦<sup>(9)</sup>）や同旨学説（北村喜宣）があり、こうした考え方は、最高裁の基本的立場でもある<sup>(10)</sup>。

一方、東京地判平一六・四・二二に対する被告行政の控訴理由書は、「裁判所が行政庁と同一の立場に立って、当該処分をしたのと同じの立場に立ち、当該処分をしたものとして、その結果を行政庁の処分とを比較し、その適否を審査して違法とするいわゆる判断代置方式を採用することは行政庁の裁量権を否定することになって許されない・・・処分が違法とされるのは、実体判断の誤りが裁量の逸脱又は濫用と評価されるような場合に限られる。」<sup>(11)</sup>と反論する。この控訴理由書の立場は、日光太郎杉判決及び小田急高架化一審判決は、判断過程統制といいつつ、「実体的判断代置」方式と呼べる<sup>(12)</sup>という、最高裁の基本的考え方や多数説に反する学説に依拠していると考えられるので、控訴理由書の反論は的外れであろう。

## (2) 専門技術的裁量統制及び政策的裁量統制

専門技術的裁量統制については、法二〇条は・・・当該事業につき認定する否とは被告の自由な裁量に委ねられていることは文理上疑う余地がない。しかしながらこのことと各号の要件を具備するか否かの判断とは別個のことが



らであつて、一・二、三号の要件は事柄の性質上裁量の余地を含んではいゝるけれども、その判断は綱束されてゐる、ただ四号の公益性に関する判断のみは、行政庁の自由裁量に委ねられてゐるものと解するのを相当とするけれども、それとても裁量の限界を逸脱し濫用にわたるときは違法となる（東京地判昭三八・九・一七）、その安全性の判断に特に高度の科学的、専門的知識を要するとの観点及び被告の高度の政策的判断に密接に関連するところから、これを被告の裁量処分（松山地判昭五三・四・二五）、専門家の間でも見解の分かれる高度の科学的・専門技術的問題であるから、政策的裁量のみでなく、安全性を肯定する判断そのものについても専門技術的裁量を認めている（高松高判昭五九・一二・一四）、現在の科学技術水準に照らし、具体的審査基準に不合理な点があり、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合、違法と解すべき（最（一小）判平四・一〇・二九、東京高判平一三・七・四、新潟地判平六・三・二四、東京高判平一七・一一・二二、名古屋高金沢支判平二五・一・二七、松山地判平二二・一二・一五）、裁量性が認められるとしても、それが行政庁たる内閣総理大臣の全くの自由裁量に任されているとは解されない、右の裁量性の幅は、専門技術的裁量性を考慮してもなお狭いものでなければならず、裁量権の行使上の制約が存する（福島地判昭五九・七・二三）、内閣総理大臣の自由な考えによつて安全か否かの結論を出してよゝいという意味での裁量の幅があるものではなく、安全か否かの結論自体は、専門技術的検討の結果一義的に定まるものといふべきである（水戸地判昭六〇・六・二五）、安全委員会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた行政庁の判断に重大かつ明白な瑕疵といえるだけの不合理な点があるかという観点から行われるべきである（福井地判平一二・三・二二）、様々な利益を比較考慮し、これらを総合して政策的、技術的な裁量によつて決定せざるを得ない（東京地判平一三・一〇・三）、その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠

くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる（最（一小）判平一八・一一・二二）、高度に技術的専門的な事項にわたり、政策的判断をも要する・・・被告の広範な裁量に委ねられている・・・その決定を行う際に考慮した事実及びそれを前提とした判断過程に著しい過誤や欠落があるなど、被告において、その決定について委ねられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限り違法となる（大津地判平一四・一〇・二八）、極めて重要なものとされていた調査等をしなかった・・・この瑕疵は極めて重要であって、本件決定は取消を免れない（大阪高判平一七・一二・八）、政策的、技術的な裁量によって決定せざるを得ない・・・このような判断は、技術的な検討を踏まえ、・・・行政庁がその決定について委ねられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した認められる場合に限り違法となる（静岡地判平一五・一一・二七）、基礎調査の結果が勘案されることなく都市計画が決定された場合は、・・・違法となる（東京高判平一七・一〇・二〇）、事柄の性質上極めて政策的、専門技術的なものであって、・・・事業認定権者の判断に社会通念上著しく不相当な点があり、その裁量の範囲の逸脱又は裁量権の濫用があった場合・・・には、・・・違法と解する（岐阜地判平一五・一二・二六）、裁量とは、事業認定庁の有する専門技術的知識に由来するものではなく、得られる価値と失われる価値との比較衡量をするに当たり、性質上そのままでの比較対象が困難な複数の価値について、事業認定庁における政策的判断としてそのいずれを優先させるかという意味においての裁量であり、事業認定庁の政策判断能力に由来する（東京地判平一六・四・二二）、法二〇条三号の要件充足性の判断は、・・・その前提となる諸要素・諸利益の比較衡量等に関しては、性質上必然的に専門技術的、政策的な判断を伴う・・・裁量権が与えられている（東京高判平一八・二・二三）、本件事業を実施するか否かは、被告

市長がまさに社会的、政策的又は経済的な諸要素を総合考慮して決すべき政治的判断といことができ、議会のコントロールの下での被告市長の広い裁量に委ねられている（仙台地判平一八・三・三〇）がある。

行政処分が合理的な根拠に基づいてなされるべきは当然であるが、この争点で原告の主張が認められたのは、処分の前提となる決定の違法により処分が違法とされた東京高判平一七・一〇・二〇と大阪高判平一七・一二・八を除けば、東京地判平一六・四・二二である。この判決に対する控訴理由書は、「国土交通省は、同省の所掌事務に係る政策に関する基礎的な調査及び研究を行う組織として国土交通政策研究所、・・・国土技術政策総合研究所が設置されている・・・事業認定庁が、専門技術的判断をする際に参考意見を聴取することも可能」と反論している。

この点、国土交通政策研究所と国土技術政策総合研究所は、国土交通省の組織であり、両研究所の意見の客観性が担保できないと考える。

政策的裁量統制は、どのような価値を最も重視すべきかということについては、現行の法体系の下で社会に普遍的に受け入れられた価値の優先順位を探索する必要が生じるのであり、そのような場面で作用するのが事業認定庁に認められた裁量である（東京地判平一六・四・二二）という判示であった。

この判決に対する控訴理由書は、「諸事情を総合考慮して適合性を判断するのであって、その判断に際して裁量が認められるのであり、普遍的に受け入れられた価値に優先順位があることを前提に、それを探索することのみ裁量があるのではない。」と批判する。

ここで、巨理格が行った日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件の宇都宮地判昭四四・四・九と東京高判昭四八・七・一三との比較分析では、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値」、「本来考慮に容れるべきでない事項」、「本来過大に評価すべきでない事項」がそれぞれ存在することを前提に、かかる諸価値、諸要素を適切妥当に衡量す

る義務の存することを、事業認定庁の行為規範として肯定し<sup>(16)</sup>、これらの点で控訴審判決は第一審判決と決を分かつと  
している。

控訴理由書が「普遍的に受け入れられた価値に優先順位があることを前提」としている点を批判しているが、被告  
行政は、東京高判昭四八・七・一三の考え方を理解していない。

専門技術的裁量統制及び政策的裁量統制の論点については、極論ではあるが、阿部教授の「判断余地説的な考え方  
(原告が提出する疑惑や不安につきすべて議論をつくすことが要請される)<sup>(17)</sup>」も取り入れる必要があると考える。

### (3) 黙示的要件による裁量

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)は、「行政機関である事業認  
定庁が瑕疵ある営造物の設置を許すことは、法の支配に服すべき行政機関が自ら法に違反することを意味するのであ  
って、法秩序の否定につながるものである。法がこのような事態を是認しているものとは到底考えられず、明文の規  
定を欠いているのは、公共工事の起業者がそのような瑕疵ある営造物の設置を計画するはずがないとの前提に立っ  
ていることによるものと理解すべきであり、法はこの点を事業認定における黙示的な前提要件としている・・・この点  
につき、事業認定庁には、要件裁量の余地はなく、効果裁量も上記のように限定されたものとなる。」と判示した。

同事件(東京高判平一八・二・二三)は、「法二〇条一号ないし四号の要件を充足する場合は、・・・事業認定を  
することができる・・・これ以外に・・・実質的な要件を定めた規定は存在しない・・・黙示的な前提要件がある  
と解することはできない。それ故、事業認定に係る営造物そのものに重大な欠陥があるかどうか、あるいは営造物が  
完成後供用目的に沿って利用されることとの関連において、騒音等の危害を生ぜしめる危険性があるかどうかとい  
うことは、法二〇条における黙示的要件と解することはできないのであって、・・・法二〇条三号・・・との要件充足

性の判断として考慮される。」と判示した。

この点、控訴理由書は、法の規定しない要件を唐突に提示し、それによって起業者の申請を拒否するとしたら、それ自体が裁量権の濫用として違法とされ<sup>(18)</sup>と主張して、東京高判平一八・二・二三も同様に判示している。

この控訴理由書と東京高判平一八・二・二三は、先述の巨理格が指摘する「本来最も重視すべき諸要素、諸価値」、「本来考慮に容れるべきでない事項」、「本来過大に評価すべきでない事項」がそれぞれ存在することを前提という立場から批判されるべきである。

## 5 事情判決

事情判決は、処分又は裁決が違法であるが、これを取り消すと公の利益に著しい障害の生じる場合に、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるときに限り許される。この場合には、判決の主文で、処分又は裁決が違法である旨を宣言しなければならぬ<sup>(19)</sup>（行訴31①）。裁判所は終局判決前に中間判決をもって処分又は裁決の違法宣言をすることもできる（行訴31②）。これによって、当事者間に損害賠償の方法等を考慮させる趣旨<sup>(19)</sup>である。

ここでの論点は、どのような場合に事情判決が認められるかである。

まず、事情判決を認めた事例は、本件事業認定は違法であり、・・・本来これを取り消さなければならぬ・・・本件ダム本体は既に・・・完成しており、既に本件ダム本体が完成し湛水している現状においては、本件収用裁決を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生じる・・・行政事件訴訟法三二条一項を適用する（札幌地判平九・三・二七）がある。

ここでは、アイヌ民族の文化的環境が問題となった。憲法一三条などからアイヌ民族である原告の文化享有権を導き出し、さらに、アイヌ民族の先住性やアイヌ民族に対する同化政策を考慮して、アイヌ文化に「特に十分な配慮をすべき責務」を国に課した点で評価できる。<sup>(20)</sup> 一方、配慮義務すべてが調査研究義務でカバーされるのではなく、調査研究義務が履行されてもなお配慮義務の問題は残るとの指摘がある。<sup>(21)</sup>

次に、事情判決を認めなかった事例は、本件区間の北側である青梅インターチェンジから日の出インターチェンジまでの区間において圏央道が整備された・・・これらの事実が本件の審理においてさほど関連性を有するとはいえないから、本件においてはこれらの事情を考慮する必然性を欠く（東京地判平一五・一〇・三）がある。

本件判決で注目されるのは、取消判決が第一審限りで確定することは想定しがたいことを一つの決め手として、第一審裁判所は事情判決の可否を検討する必要性がないと判断した点である。原告に対する損害賠償措置などが一切前提とされていない本件事件にあっては、仮に被告側からの申立があったとしても、行政事件訴訟法三一条一項の要件を満たす蓋然性は乏しいと解されるが、被告の訴訟に対する姿勢、それに起因して一審判決の確定可能性が小さいことを考慮事項とした点は、同項の「その他一切の事情を考慮」という要件に照らして、正当に成り立ちうる考慮事項であると解される。<sup>(22)</sup>

- (1) 磯野弥生「都市計画と公害防止計画の適合性」『別冊ジュリスト』一八一号2006, p. 109
- (2) 磯野弥生「都市計画と公害防止計画の適合性」『別冊ジュリスト』一八一号2006, p. 109
- (3) 磯野弥生「都市計画と公害防止計画の適合性」『別冊ジュリスト』一八一号2006, p. 109
- (4) 原田尚彦「行政法要論（全訂第四版増補版）」学陽書房2000, p. 176
- (5) 原田尚彦「行政法要論（全訂第四版増補版）」学陽書房2000, p. 176

- (6) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』藝学社 2006, p. 470
- (7) 北村喜宣『環境法』弘文堂 2011, p. 225
- (8) 北村喜宣『環境法』弘文堂 2011, p. 225
- (9) 原田尚彦『行政法要論(全訂第四版増補版)』学陽書房 2000, p. 374
- (10) 北村喜宣『環境法』弘文堂 2011, p. 225
- (11) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)控訴理由書」2004, pp. 33-34
- (12) 藤原淳一郎「高速増殖炉「もんじゅ」の設置許可に違法があるとはいえないとした事例」『判例時報』一九三四号 2007, p. 190
- (13) 北村喜宣『環境法』弘文堂 2011, p. 225
- (14) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)控訴理由書」2004, p. 32
- (15) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)控訴理由書」2004, p. 33
- (16) 亙理格「公益と行政裁量」弘文堂 2002, p. 267
- (17) 高木光「福島第二原発訴訟」『自治研究』第六一卷二二号 1985, p. 138
- (18) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)控訴理由書」2004, p. 22
- (19) 新堂幸司他「法律学小辞典(第三版)」有斐閣 2000, p. 469
- (20) 山下竜一「風谷ダム事件」『別冊ジュリスト』一七一号 2004, p. 193
- (21) 山下竜一「風谷ダム事件」『別冊ジュリスト』一七一号 2004, p. 193
- (22) 福井秀夫「圏央道事業認定・収用裁決取消訴訟第一審判決及び圏央道代執行手続執行停止事件最高裁決定」『法学教室』二八八号 2004, p. 24

## 第二節 技術基準

### 1 道路構造令

#### (1) 第一条第三項、四項

ここでの論点は、道路に植樹帯を設ける必要があるか否かである。

静岡地判平一五・一一・二七は、次の二点の問題がある。

第一に、「第四種第二級の道路に該当する本件変更区間には、植樹帯を設けることは必要でない。」としながら、「伊東大仁」線に並木を設けることは、交通の安全性、快適性を高めることにつながる」と判示したことである。

次に、「並木も樹林帯とは目的・幅員等が異なるものの、類似した機能を持つと認められる。」として、構造令一條の三に定められていない「並木」を認めたことである。

この二点の問題があるにも関わらず、道路構造令に定められていない「並木」の幅員一・五mを認めたことは同令に違反して違法であると考ええる。

## (2) 第一五条

ここでの論点は、曲線半径の決定するための考慮事項である。

大津地判昭五八・一一・二八が、Aルートの曲線半径七〇〇mのカーブが危険だとしながら、半径五〇〇mのカーブが入ることは本件ルートと同じであると判示していることは矛盾しているように思える。

秋田地判平八・八・九は、高速道路という道路の性質からは、できるだけ直線に近い線形をとるのが通行車両の安全の見地から望ましいとの考え方を示している。だが、道路の線形の主要な要素が、直線と曲線から成り立っていることを考えると、果たしてこのような判示が適切であったのか疑問である。

## (3) 第二七条第三項、解説と運用

ここでの論点は、右折車線を設けずに、一・五m以上のふくらみをもたせればよいか否かである。

静岡地判平一五・一一・二七は、「幅員を縮小した場合には、交差点付近において設計速度を下げる必要が生じたりする」という理由から、「構造令二七条三項や上記解説と運用の方針を採用して幅員を縮小するか否かは、行政庁



の裁量に委ねられている」という考え方を示した。

市街地の中では、通常、二車線道路の制限速度が小さいことを考えれば、交差点付近で設計速度を低くしても影響が少ないと考える。

#### (4) 道路の標準幅員に関する基準案

ここでの論点は、この基準(案)を適用するか否かである。

静岡地判平一五・一一・二七は、「基準(案)は通達であるから、・・・違反したからといって、・・・違法の問題が生ずることはない」という考え方を示した。

「道路の標準幅員に関する基準(案)について」は、道路構造令の内容を具体的に示しており、その意味では道路構造令と一体の通達であるという立場からは、この通達の手順を踏まえないことは、同令にも違反し違法であると考える。

この説と同じ立場の裁判例は、東京地判平一六・四・二二が、「道路構造令の解説と運用」について、道路管理者の裁量の範囲を考慮するに当たっては、参考とされるべきであるという判示と、永源寺第二ダム事件(大阪高判平一七・一二・八)は、通達とその解説部分である設計基準<sup>(2)</sup>について、①解説部分も通達と実質的に一体となる<sup>(3)</sup>、②土地改良事業の手続がこれに従って統一的行われることにより、その後<sup>(4)</sup>にされる本件決定等の処分<sup>(4)</sup>の適正が保障されるという判示の二例がある。

## 2 環境基準(道路騒音)

### (1) 道路に面する地域

ここでの論点は、「道路に面する地域」が二〇m以内であるのか否かである。

二〇mを超えるとした事例は、秋田地判平八・八・九、東京高判平一八・二・二三、東京地判平一七・五・三一、東京高判平二〇・六・一九である。一方、二〇m以内であるとした事例は、東京地判平一六・四・二二である。

秋田地判平八・八・九は、環境影響評価の騒音予測に「騒音に係る環境基準について」が適用されないという考え方を示した。

建設省所管道路事業環境影響評価技術指針によると、騒音の現地調査の方法は、昭和四六年五月二五日閣議決定の「騒音に係る環境基準について」に定める測定方法を基本として実施すると定められていると判示していることと矛盾しているように思える。

東京高判平一八・二・二三は、「騒音に係る環境基準について」が適用されるが、「道路に面する地域」が官民境界から八〇mないし一五〇mまでの範囲という考え方を示した。

「騒音に係る環境基準について」は、「道路端からの距離」と記載しているのに対し、判決は「官民境界から」として、歩道、切土面、盛土面などの構造物の外側を道路端であると判示している。騒音の発生源が車道であることを考慮すれば、このような距離の決め方は、合理性を欠いている。また、「八〇mないし一五〇mまでの範囲」は、「騒音に係る環境基準について」に記載されていない数値であり根拠が不明である。

東京地判平一七・五・三一と東京高判平二〇・六・一九は、道路騒音の影響を受ける地域全体が「道路に面する地域」に当たるという考え方を示した。

「道路騒音の影響を受ける地域全体」という騒音の影響を受ける範囲を決めない基準は無意味であると考ええる。

東京地判平一六・四・二二では、「道路に面する地域」を字義どおり素直に読めば、物理的に道路に面した地域を

意味するものと解するほかないのであって、・・・異なる環境基準を設けた意味はないことになるのであり、環境基準が基準として機能しなくなるものといわざるを得ない。そして、新環境基準においては、・・・「道路に面する地域」とは、文字通り物理的に道路に面した地域であり、道路からせいぜい二〇m程度の範囲を指すものと解すべきであり、・・・官民境界地点から八〇mに至る範囲が「道路に面する地域」といえないことは明らかである・・・誤った基準を用いることによって騒音による被害の発生を過小に評価したものといわざるを得ない」という考え方を示した。

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成一〇年九月三〇日大気保全局長通知)には、「〇～二〇m」という記載があり、これを根拠とする「二〇m程度の範囲」は合理的であると考える。

(2) 国道四三号線訴訟上告審判決(最(二小)判平七・七・七)の解釈

ここでの論点は、「国道四三号線訴訟上告審判決(最(二小)判平七・七・七)の解釈」は、法律に準ずる拘束力があるか否かである。

東京地判平一六・四・二二は、国道四三号線訴訟上告審判決(最(二小)判平七・七・七)を法律に準じるものとして、環境基準以上に重視すべきとした。

東京地判平一七・五・三二は、二〇m以内の住民らについて、単に騒音のみの影響だけでなく、浮遊粒子状物質(SPM)の影響やそれ以外の心理的被害等も併せて考慮して屋外等価騒音レベルが六〇dBを超える騒音に曝露された者について受忍限度を超える被害を受けたと判断しているのであって、道路端から二〇m以内に居住していれば、直ちに道路交通騒音について受忍限度を超える被害を受けていると判断しているものではないとして、どこまでを「道路に面する地域」とするかにについては、行政裁量の範囲内であるとした。

東京地判平一七・五・三一の問題点は二点ある。

第一に、「単に騒音のみの影響だけでなく」というのであれば、二〇m以内の騒音の割合を考慮すべきであるのに、全く触れていないことである。

第二に、最(二小)判平七・七・七が法律に準じる(東京地判平一六・四・二二)という立場からは、法令に違反している。

### (3) 測定高さ

ここでの論点は、「測定高さ」の範囲である。

東京地判平一六・四・二二は、平成六年に技術指針が改正され、高所における予測の必要性が明白となった後で行われた本件再評価においても調査されていないとした。<sup>(6)</sup>

東京高判平一八・二・二三は、「建設省所管道路事業環境影響評価に関する実施上の運用(案)について」と「日本工業規格Z8732に定める騒音レベルの測定方法」を根拠として、一・二mの地点で行われたことが不適切であるということではできないという考え方を示した。

「騒音に係る環境基準の改正について」は、「地上一・二m〜五・〇mの範囲」「上層階の生活面の高さでの測定も加えてもよい」と定められていることと矛盾する。

### (4) 法定速度

ここでの論点は、「法定速度」の数値の定め方である。

秋田地判平八・八・九、東京高判平一八・二・二三、東京地判平一七・五・三一、東京高判平二〇・六・一九は、道路交通法施行令の法定最高速度が八〇km/hであることを根拠として、これを予測数値であるとの考え方を示した。

東京地判平一六・四・二二は、八〇km/hを大幅に上回ることが経験則上明らかであるから、本件環境影響評価書の予測手法は実態に即していないとの考え方を示した。

環境影響評価は、当該活動による環境への影響を調査、予測、評価するものである<sup>(1)</sup>ので、道路交通法施行令の法定最高速度が八〇km/hであることを根拠としたことは、東京地判平一六・四・二二が判示したように実態と比較して合理的ではないと考えられる。

### 3 環境基準（鉄道騒音）

#### (1) 名古屋高判昭六〇・四・二二の受忍限度の解釈

ここでの論点は、「名古屋高判昭六〇・四・二二の受忍限度の解釈」は、新幹線騒音に関する受忍限度が七三ホンの判断が示されているため、この数値を超えた場合に受忍限度を超えて違法となるか否かである。

東京地判平一三・一〇・三は、名古屋高裁が認めた受忍限度を超える騒音は違法であるとした。

東京高判平一五・二二・一八は、著しい判断の過誤があったとまではいえず、裁量権の範囲を逸脱したものと認められないとした。

東京高判平一五・二二・一八は、二つの問題点がある。

第一に、名古屋高判昭六〇・四・二二が受忍限度とした七三ホンを超える騒音は、東京地判平一三・一〇・三が違法という考え方を示した。

この立場から名古屋高裁の判決は、法律に準じると考えることができ、東京高判平一五・二二・一八は、法令違反という問題がある。

第二に、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を一〇dB以上超える騒音について、著しい判断の過誤があったとまではいえ、裁量権の範囲を逸脱したものと認められないと判断したものである。

騒音は測定の高さにより異なるが、裁判所は、八〇dBをかなり上回る（東京地判平一三・一〇・三）を違法とし、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を一〇dB以上超える騒音（八三dB以上）（東京高判平一五・一二・一八）と八八ホン以上（最（一小）判平一八・一一・二）の違法性を否定した。

平成四年八月二四日の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成四年労働省令第二四号）で策定された「騒音障害防止のためのガイドライン」では、八五dB（A）以上の騒音作業に従事する労働者に「防音保護具を使用させること」を求めている<sup>(a)</sup>。

労働者が耳栓や耳覆をしなければ健康を害するとされる環境は、住民にとって受忍限度をはるかに超えているものであり、違法であると考ええる。

次の「測定高さ」は、鉄道騒音に関する唯一の公的基準であった新幹線騒音基準でも、騒音の測定地点は地上二・二m（東京高判平一五・一二・一八、最（一小）判平一八・一一・二）としながら、騒音の測定値に新幹線騒音基準を適用しないのは、行政による環境基準の恣意的な適用を承認するものである。

## (2) 測定高さ

ここでの論点は、「測定高さ」は、高架橋の高さ（約5m）（約8・5m）に側壁の高さを加えた地上六・5m超える高さの騒音を測定する必要があるか否かである。

東京地判平一三・一〇・三は、高架橋の高さ（約5m）（約8・5m）に側壁の高さを加えた地上六・5m超える高さで八〇dBをかなり上回る・・・違法な騒音被害の発生するおそれは払拭できないとした。

東京高判平一五・一二・一八と最(一小)判平一八・一一・二は、鉄道騒音に関する唯一の公的基準であった新幹線騒音基準でも、騒音の測定地点は地上二・二mとされており、裁量権の範囲を逸脱したものとも認められない(東京高判平一五・一二・一八)、考慮すべき事情を考慮せずにされたものといふことはできず、また、その判断内容に明らかに合理性を欠く点があるといふこともできない(最(一小)判平一八・一一・二)とした。

先述した、「名古屋高判昭六〇・四・一二の受忍限度の解釈」において、東京高判平一五・一二・一八が、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を $10\text{dB}$ 以上超える騒音について、著しい判断の過誤があったとまではいえ、裁量権の範囲を逸脱したものとも認められないと判示したことも矛盾している。行政の都合が良いように環境基準値を変えているのは、恣意独断や他事考慮そのものであるように思える。

#### 4 環境基準(航空機騒音)

ここでの論点は、環境基準を達成するまでの期限である。

環境基準達成の期限について、右告示二の三によれば、昭和五八年二月二七日までに環境基準を達しえないとしても直ちに本件各処分自体の効力が左右されるものではない(東京地判昭五九・七・六)、騒音対策が一定の成果を挙げるのを期待することができない状況であったとは認められない(東京高判平四・一〇・二三)という二つの判決は、「環境基準の速やかな達成」が無期限であるとも受け取れる。

一方、「第二の一 達成期間等」では、「新東京国際空港」について、達成期間が「一〇年以内」、改善目標が「五年以内に、 $85\text{ WECPNL}$ 未達とする」と又は $85\text{ WECPNL}$ 以上の地域において屋内で $65\text{ WECPNL}$ 以下とする」とと定めている。

裁判所は、環境基準の達成水準と達成期限を守れない行政の姿勢を非難するべきである。

## 5 環境基準（大気汚染）

### （1）大気汚染の予測モデル

大気汚染の予測モデルは、「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」の「第八 標準手法（省令第八 条別表第二）関係」に、「二酸化窒素と浮遊粒子状物質の予測手法として、ブルーム式とバフ式が例示されている」。

ここでの論点は、この予測手法が他の予測手法と比して妥当か否かである。

予測手法が誤っているとした事例は、ブルーム式とバフ式が正しく予測されているものかどうかについてはなお疑問が残る（東京地判平一六・四・二二）である。

予測手法に誤りが無いとした事例は、その計算式が十分に機能しない場合があり得ることが窺えるけれども、・・・未だ合理性を失うものでないと認めることができる（東京高判平一八・二・二三）、汎用性のある拡散モデルで・・・適切なもの（東京地判平一七・五・三二、東京高判平二〇・六・一九）である。

原告の最終準備書面（東京地判平一七・五・三二）は、ブルーム式の適用条件として、同一風向で、同じ高さでは同一風速であるという前提で、地形・建物・構造物等の影響や特異な気象など、多くの前提条件を捨象してしまい、極めて条件を単純化、簡素化してしまっている。・・・実際には風の動きはより複雑である。この点からもブルームモデルを裏高尾地区で漫然と適用した本件アセスメントには重大な欠陥があると指摘している。

同最終準備書面は、ブルーム式に代わる数値解析モデルとして三次元流体モデルによる解析を主張し、このモデルによれば一六の方向、四段階の風速、合計すると六四通りの風が吹いたとき、当該地域内で汚染物質がどのように拡



散したのが求められるとして<sup>(11)</sup>いる。

被告の控訴理由書（東京地判平一六・四・二二）は、裏高尾地区については大気拡散風洞模型実験を行い、ブルーム・パフモデルにより行った大気汚染予測値が妥当性を有するものであることが確認されている。・・・原判決は、単に予測の方法は多ければ多いほどよいと考えるにすぎない<sup>(12)</sup>と主張している。後の裁判例は、この控訴理由書と同じ考え方であると思われる。

どの予測式が正しいかという争点について、裁判所が正しい判断することは難しいことであり司法判断の限界を超えている。原告がこの争点に多大な時間と費用をかけても無駄に終わってしまう。

## (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

ここでの論点は、浮遊粒子状物質 (SPM) は、発生源からの寄与の特定ができないことを理由に、予測対象として考慮すべきか否かである。

考慮すべきとした事例は、川崎大気汚染公害第二次第四次訴訟判決など複数の裁判例においてもそうした因果関係が認定されている。・・・当然考慮されるべき事柄（東京地判平一六・四・二二）である。

考慮しなくてもよいとした事例は、浮遊粒子状物質 (SPM) が大幅に基準値を上回ることを推測させるような的確な証拠はなく、・・・浮遊粒子状物質 (SPM) の将来予測を行わなかったことをもって合理性を欠くものということはできない（東京高判平一八・二・二三）、浮遊粒子状物質は、固定発生源、移動発生源及び自然界に起因するもののほか、二次的に生成されるものなど複数多岐であるため、・・・浮遊粒子状物質 (SPM) についての予測評価が行われなかったことは、やむを得なかった（東京地判平一七・五・三一、東京高判平二〇・六・一九）である。

SPMは近年呼吸器疾患、特に気管支喘息の原因物質としてその危険性が注目され、司法の場でも、尼崎大気汚染

公害裁判、名古屋大気汚染公害裁判と2つの判決で、この危険性を明確に指摘している。<sup>(13)</sup> 裁判所は、被告が安全性を立証できないのであれば、事業認定を取り消すべきである。

## 6 環境影響評価

ここでの論点は、環境影響評価は、その義務付けを認めるか否か、また、認めた場合に内容の審査を認めるか否か、環境影響評価の手続や結果の適法性である。

### (1) 法的義務と司法審査

環境影響評価の義務付けを認めるか否か、また、認めた場合に内容の審査を認めるか否かが争われた事例は、次のとおりである。

横浜地判平一三・二・二八は、アセス条例の規定によると、同条例における環境アセスメントの制度は、県知事及び事業者の手続的義務を定めたとどまり、・・・環境評価の内容の当否についてはアセス条例が規定を設けてはいないのであるから、その点には司法審査が及ばないと解される。・・・手続の履行の有無に関するものとして司法判断の対象となるべきであるが、・・・仮に一部の動植物の存在を過失により見落としていたとしても、直ちに調査自体をしていない場合と同等に論ずることはできない・・・予測と評価の内容面の当否は、本訴とは別の場において判断するほかにないとして、環境影響評価の義務付けだけで足りて、内容の審査まで司法審査が及ばないとの考え方を示した。

環境影響評価の義務付けを認めなかった事例は、秋田地判平八・八・九、大津地判平一四・一〇・二八、那覇地判平一五・六・六、福岡高那覇支判平一六・一〇・一四、東京高判平一八・二・二三である。

秋田地判平八・八・九は、土地収用法その他の関係法令上、事業認定の際に起業者等に対して環境影響評価を行うことを義務づける規定は存在しないことから、環境影響評価の実施は事業認定を行うための法的義務ないし要件であるということとはできないという考え方を示した。

大津地判平一四・一〇・二八は、施行令二条二項にいう技術的可能性の要件は、・・・河川維持流量（河川の適正な利用及び河川の流水の正常な機能を維持できる最低限の流量）の確保の可否及び河川環境への影響の有無は同要件の有無を判断するに当たって、直接考慮対象となるものではないとの考え方を示した。

那覇地判平一五・六・六と福岡高那覇支判平一六・一〇・一四は、林業基本法は、基本法という名称の示すとおり、一般的な指針を定めたものすぎず、同条項が、・・・環境影響評価調査・・・などの具体的行為を義務付けているとはいえないとの考え方を示した。

これらは行政法上の義務についてであるが民法上は四日市判決が述べるように立地上の注意義務の内容としての評価義務があったといえよう。<sup>(14)</sup>

手続を定めた法律の規定がない場合にも、相手方に重大な不利益を与える場合には、手続を必要とする判決もある（東京地判昭五九・三・二九、行集三五巻四号四七六頁）。・・・行政手続法は、・・・全ての手続的問題について、万能の解決手段を提供するものではない<sup>(15)</sup>という問題がある。

東京高判平一八・二・二三は、騒音予測、大気汚染予測が環境基準を下回り、環境に及ぼす影響は少ない、浮遊粒子状物質（SPM）の将来予測を行わなかったことが合理性を欠くものといえることはできない、これらの評価の手法や内容において特に不適切、不合理な点は認められないという考え方を示した。

日光太郎杉事件の一番、二審判決も、昭和五九年の評価の実施についての閣議決定要綱等のない時代において、文

化財や景観・風致に対する影響評価の不備を理由として事業認定を違法としている。下釜ダム・三井寺事件の各判決は環境に与える影響評価について審査したうえ事業認定を違法とした。<sup>(16)</sup>平成九年には環境影響評価法が制定された。その対象事業に当たるものは評価を実施しないと違法となる。それに当たらない事業計画でも、自治体の条例の対象となるものは評価が義務づけられる。以上の何れにも当たらない事業計画でも、「適性かつ合理性」の要件の資料として評価を実施しないと違法となる場合もありうる<sup>(17)</sup>と考える。

## (2) 適法性

第一に、環境影響評価の結果を違法とした事例は、次のとおりである。

東京地判平一三・一〇・三は、環境影響評価の内容の当否をさておいて、同評価の結果を前提としたとしても、社会通念に照らしても誤りというほかないという考え方を示した。

東京地判平一五・一〇・三は、本件事業計画の策定に当たって、適切なアセスメントも行われておらず、本案の審理の結果、建設予定の道路には国家賠償法二条一項にいう瑕疵が存することになり、収用法二〇条三号及び四号違反を理由に違法であるという考え方を示した。

広島地判平二一・一〇・一は、柄の景観価値は、私法上保護されるべき利益であるだけでなく、国民の財産ともいうべき公益である。しかも、本件事業が完成した後これを復元することはまず不可能となる性質のものである。本件事業が柄の景観に及ぼす影響は、決して軽視できない重大なものであり、瀬戸内法等が公益として保護しようとしている景観を侵害する、本件埋立免許は、合理性を欠くものとして、行訴法三七条の四第五項にいう裁量権の範囲を超えた場合に当たるという考え方を示した。

ここで、「私法上保護されるべき利益」という判示は、国立の高層マンション訴訟上告審判決(最(一)小)判平一

八・三・三〇)が、良好な景観に近接する地域内に居住し、・・・良好な景観の恵沢を享受する利益(以下「景観利益」という。)は、法律上保護に値するを借用して<sup>(18)</sup>いるとの指摘があるように、従来の判例から導かれる結論である。最(一小)判平一八・三・三〇)は、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、・・・社会的に認容された行為としての相当性を欠くことが求められると<sup>(20)</sup>判示し、景観利益の具体的内容に言及している。

第二に、環境影響評価の結果を適法であるとした事例と合理性が認められるに分かれる。

環境影響評価の結果を適法であるとした事例は、次のとおりである。

法上、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続を経ることや本件調査報告書の公開が都市計画決定の手続要件とはされていない。したがって、同手続に東京都環境影響評価条例違反等があったとしても、・・・直ちに都市計画決定が違法であることを基礎付けるものとはいえない(東京高判平一五・一二・一八)、本件事業計画の策定に当たってアセスメントが行われたことが認められるから、仮にこれが適切でないとか、道路公害等を防止するために、地下構造による道路の建設をすべきかどうかを検討していないとしても、このことから本件事業認定に重大かつ明白な瑕疵があるとは認められず、・・・無効であるとも認められない(東京高判平一五・一二・二五)、本件環境影響評価には不十分な部分も散見されるものであるが、これが環境影響評価法ないし本件省令に違反する違法なものであるということとはできない(那覇地判平二〇・一一・一九)、環境影響評価とは、・・・その予測には一定程度の不確実性を伴うことが避けられない。そうすると、当初の環境影響評価では予測されていなかった結果が後に発生したからといって、直ちに当該環境影響評価が違法であったということにはならない(福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五)、一般論として、環境保全が重要であること、公共事業を実施するに当たっても、・・・環境影響評価の

されることが望ましいことであり、政策上の提言としてはともかく、地方自治法二条一六項に違反して違法であるといふことはできない（前橋地判平二一・六・二六）、八ッ場ダム事業に環境影響評価義務等に違反があったとしても、・・・政策上の問題にとどまるといえる（千葉地判平二二・一・一九）がある。

環境影響評価の結果に合理性が認められるとした事例は、次のとおりである。

平成五年決定は、・・・本件評価書の内容にも十分配慮し、環境の保全について適切な配慮をした・・・平成五年決定が考慮すべき事情を考慮せずにされたものといふことはできず、また、その判断内容に明らかに合理性を欠く点があるということもできない（最（一小）判平一八・一一・二二）、評価の手法や内容において特に不適切、不合理な点は認められず、・・・環境に対する影響は少ないものと認められる（東京高判平一八・二・二三）、環境影響評価・・・著しく合理性を欠いており予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵があるとまでは認められない（さいたま地判平二二・七・一四）、本件事業への環境への影響に関する調査及び環境保全対策には合理性が認められる（静岡地判平二二・三・一八）がある。

これらの事例は、専門技術的な事実認定の場合には、裁量性を肯定せざるを得ない（最（一小）判平四・一〇・二九、民集四六卷七号一一七四頁）と同じ立場である。

従来、環境影響評価法に基づくアセスメント義務は直接的には行政上の義務であるが、私法上の義務でもある、と解すべきであるなど<sup>(21)</sup>という指摘もあるように、アセスメントの内容にまで踏み込んで考察したものが見当たらないのは問題である。

## 7 景観

ここでの論点は、裁判所が景観について何を基準に、どのような判断を行ったのかである。

裁判所が景観価値を認めた事例は、国立公園区域内の極めて限定された最高の素質を保有する傑出した景観（宇都宮地判昭四四・四・九）、国立公園区域内の特別保護地区に指定されている趣旨（東京高判昭四八・七・二三）、景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値する（最（一小）判平一八・三・三〇）・・・公水法四条一項三号・・・公水法三条・・・瀬戸内法・・・政府の定めた基本計画及び広島県の定めた県計画・・・景観利益が大きく侵害され、本件埋立が施工されればこれを原状に回復することはおよそ困難であることを併せ考慮すると、この景観に近接する地域内の居住者・・・は、法的保護に値する景観利益を有する（広島地判平二〇・二・二九）、良好な景観をできるだけ保全するという瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的に判断すべきであり、その判断が不合理であるといえる場合には、・・・裁量権を逸脱した違法な行為に当たると（広島地判平二一・一〇・一）である。

景観に環境基準がないため、審査を行わなかった事例は、評価の指標（環境基準）が存するものはすべてこれを充足し、環境に対する影響は少ない等の評価とされ・・・不適切・不合理な点は認められない（東京高判平一八・二・二三）である。

また、鉄道の高架化と地下式とを比較衡量した事例は、心理的な圧迫感も生じないことを理由に地下式が優位（東京地判平一三・一〇・三）である。

景観への悪影響を比較衡量の対象にしなかった事例は、良好な景観に悪影響が生ずることができる・・・景観への悪影響は、それ自体としては遺憾なものではあるが、これを過大視することはできない（東京地判平一七・五・三一）である。

周辺住民の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものとはいえないという理由で景観への悪影響を著しく妥当性を欠くと認めるに足りないとした事例は、植林等により人工構造物の遮へいを講ずることなどの配慮・・・構造物により高尾山を含む周辺地域の景観に影響が生ずるおそれがあることは否定できない・・・景観への影響は、これが直ちに周辺住民の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものとはいえない（東京地判平二二・九・一）である。

これまでの事例は、宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・一三（国立公園区域内の特別保護地区）、広島地判平二〇・二・二九（最一小）判平一八・三・三〇、公水法、瀬戸内法）、広島地判平二一・一〇・一（瀬戸内法）のように景観価値を評価するための法的根拠があるか否かで裁判所の判断が分かれているため、裁判所は、法制度に手がかりを求めているようである。<sup>(22)</sup>

代表的な景観訴訟である国立マンション訴訟の最高裁判決（最一小）判平一八・三・三〇）は、民事差止訴訟における「景観利益」について論じているが、行政法的な「仕組み解釈」の方法が、行政法の領域を超えて用いられている。<sup>(23)</sup> 同判決は、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益は、法律上保護に値すると判示している。<sup>(24)</sup> この点、東京高判平一八・二・二三と東京地判平一七・五・三一が景観価値の判断を避けたことや景観を比較衡量の対象としなかったのは最一小）判平一八・三・三〇と矛盾する。

同判決は、ある行為が景観利益に対する違法な侵害といえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や



程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると判示<sup>(25)</sup>している。法制度に手がかりを求めている点は、宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・一三、広島地判平二〇・二・二九、広島地判平二一・一〇・一も同じである。

## 8 建設省河川砂防技術基準

ここでの論点は、粗度係数、引き伸ばし率、基本高水の設定方法、ダムによる治水効果である。

### (1) 粗度係数

粗度係数に対する裁判所の考え方は、測定上の誤差も考慮するならとくに咎めたるほどの変更ではない（東京地判昭三八・九・一七）、実績粗度係数が複数存在する場合には、・・・最大の値を用いることが適当である（岐阜地判平一五・一二・二六）、痕跡水位のみをもって直ちに現況流下能力が過小に設定されているということとはできない（名古屋高判平一八・七・六）である。

粗度係数は、基本高水を決定する重要な因子であり、この数値をどのような値にするのかによって基本高水が大きく変わることになる。

粗度係数は、流れにくさを表す係数であり、人工水路よりも起伏、曲線、障害物（水草、礫等）に富んだ自然河川の方が値は高くなる。粗度係数が大きくなれば平均流速が遅くなり基本高水も高くなる。

特に、現況河道から計画河道に改修されれば、河道の流しうる流量は一・二三倍増大するとの原告の主張に、岐阜地判平一五・一二・二六と名古屋高判平一八・七・六は、大きな粗度係数を設定する理由を示すべきである。

### (2) 引き伸ばし率

引き伸ばし率に対する裁判所の考え方は、二倍程度以内に収まっており問題はない（岐阜地判平一五・一二・二六）、引き伸ばし率が二倍程度以上とすることを制限しているとは認められず（千葉地判平二一・一・一九）、引き伸ばし率を二倍以上にすることを禁止しているわけではない（さいたま地判平二一・七・一四）である。

引き伸ばし率は、次のように考える。

年超過確率が一／一〇〇を超えるると既往最大洪水量を上回るのが一般的である。基本高水の設定手法について、河川砂防技術案は次のように説明している。<sup>(27)</sup>

河川の重要度から年超過確率を定め、それに基づき計画降雨量として総降雨量を定める。二〇〇年超過確率洪水を例にとると、日本には、二〇〇年に渡り観測された流量や雨量の資料がない。これを統計数学的手法により二〇〇年に一回生じる降雨期間一日や三日の総降雨量を求める。しかし、同じ総降雨量でも降雨パターン（雨の降り方。同じ地域でも降雨ごとに降り方は異なり、また、地域が違つと異なる。）によって流量は異なる。これについては、観測されている既存の降雨パターンの中から、代表するもの（代表降雨パターン）と判断したいくつかを選び出し、それに基づき計画降雨を定める。

降雨パターンとしては、このように実績降雨を用いるが、実績総降雨量は計画降雨量に比べて小さいのが一般的である。このため、実績総降雨量を計画降雨量にまで引き伸ばすのであるが、余りにも実績降雨量が小さいものを引き伸ばすと、例えば、時間雨量二〇〇mmという実現象として考えられない降雨パターンが現れる。このため、引き伸ばし率が約二倍以下となる実績降雨パターンを選定して計画降雨とするのである。約二倍以下とはいえ、実績降雨によって引き伸ばし率は異なるが、それらは同等のもの、同じ重みをもつものとして取り扱う。

ここでの問題点は三点ある。まず、統計数学的に求めた総降雨量が正しいか否かである。例えば、五〇年の雨量デ

いたしかないので、それから求めて二〇〇年に一回生じる降雨量が正しいのかという問題である。次に、代表降雨パターンが氣象学的に妥当か否かである。先述したように、実現象として考えられない降雨パターンが現れるという問題である。最後に、実績降雨を引き伸ばすことにどのような意味があるのか、また、引き伸ばし率が異なるものを同等に同じ重みで取り扱ってよいかという問題である。

### (3) 基本高水

基本高水に対する裁判所の考え方は、基本高水のピーク流量等の算定に用いている計画降雨の設定方法や貯留関数法は、技術基準案に示されている一般的かつ科学的な方法（名古屋高判平一八・七・六）である。

他の裁判例は、八斗島における基本高水のピーク流量二二〇〇 $\text{m}^3/\text{s}$ は、 $\dots$ 各支流毎に貯留関数法による流出計算を行い、 $\dots$ 算定された $\dots$ その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、 $\dots$ 決定された（東京地判平二一・五・一一、前橋地判平二一・六・二六）、基本高水のピーク流量二二〇〇 $\text{m}^3/\text{s}$ は、 $\dots$ 各支流毎に貯留関数法による流出計算を行い、 $\dots$ 算定された $\dots$ 国土交通大臣に一定の裁量が認められる $\dots$ 災害復旧工事や改修工事により河川の洪水流下能力が徐々に増大（千葉地判平二二・一・一九）、貯留関数法により基本高水のピーク流量を計算しているものであり、利根川改修改定計画におけるように、実測値からの推計値一七〇〇 $\text{m}^3/\text{s}$ を基本高水のピーク流量としているわけではない（さいたま地判平二二・七・一四）という考え方を示した。

昭和二二年のキャサリン台風後の昭和二四年の利根川改修改訂計画は、基本高水を一七〇〇 $\text{m}^3/\text{s}$ と算定していた。昭和五年の利根川治水計画は、流出モデルとして貯留関数法を用いたことにより基本高水を二二〇〇 $\text{m}^3/\text{s}$ とした。昭和三年の河川砂防技術（案）による利根川改修改訂計画の基本高水の決定方法は、既往最大洪水主義であり、昭和五年新河川砂防技術（案）による利根川治水計画の基本高水の決定方法は、超過確率主義であった。

昭和二四年の改修改訂計画が、二二年九月洪水という実際に生じた洪水を基に作成されたのに対し、五五年計画は年超過確率の概念が導入され、降雨から洪水に転換する流出モデルが重要な役割を果たした。

ここでの問題点は次のとおりである。流出モデルの定数を同定するのに用いた洪水は、三三年九月と三四年八月の洪水だが、どちらとも八斗島地点での最大流量は $10000\text{ m}^3/\text{s}$ 弱であり、氾濫はほとんど生じていない。このモデルで算出された二三年九月洪水は $22000\text{ m}^3/\text{s}$ であって、二四年当時の評価である $17000\text{ m}^3/\text{s}$ に比べ約三〇%の $5000\text{ m}^3/\text{s}$ も大きい。その理由の一つとしては、流出モデルにおける河道断面として将来、堤防を築造した後の断面、つまり計画堤防断面を用い、計画堤防高相当流量までは河道内から氾濫することなく流下することとしたことが考えられる。この点、計画堤防が設置されない状況では流量は当然小さくなるが、どれほど小さくなるかは求められていないという問題である。定数を定めた実績洪水が $10000\text{ m}^3/\text{s}$ 弱であり、これの二倍以上の洪水算出量の $22000\text{ m}^3/\text{s}$ が妥当かどうか、二二年九月直後に判断された $17000\text{ m}^3/\text{s}$ が間違っていた理由(この河道を整備し氾濫が生じなくなったなど)も不明である。

(2) 引き伸ばし率と併せて考えれば、計画降雨の設定方法や貯留関数法は、技術基準案に示されている一般的な科学的な方法(名古屋高判平一八・七・六)という判示も具体的な根拠が不明である。

#### (4) 治水効果

治水効果に対する裁判所の考え方は、昭和三四年九月洪水に基づく計算値では、八ッ場ダムの治水効果は $1369\text{ m}^3/\text{s}$ と算定(東京地判平二一・五・一一、前橋地判平二一・六・二六、水戸地判平二一・六・三〇)、八斗島地点での洪水ピーク流量を平均で約 $6000\text{ m}^3/\text{s}$ 削減する効果がある(さいたま地判平二二・七・一四)である。

ここでも昭和二二年九月洪水において八ッ場ダムによる効果量は $1000\text{ m}^3/\text{s}$ と極めて少ないが、裁判例は治水効

果は一三六九 $m^2$ とするなど効果量の整合性がないという問題がある。<sup>(28)</sup>

## 9 土地改良法施行令の技術的可能性

ここでの論点は、技術的可能性の要件を満たしているか否かである。

大津地判平一四・一〇・二八は、各要綱、訓令、基準等に適合するように調査及び全体実施設計がされているのであれば、土地改良事業の要請にも河川法の要請にも適うものであって、原則として施行令二条二号が規定する技術的可能性の要件を備えているという考え方を示した。

大阪高判平一七・一二・八は、合理的な理由がないのに本件設計基準で定められた極めて重要な調査を省略するなどして手続を進めた場合には、手続が適当でないとの評価をうけることもあるという考え方を示した。

大津地判平一四・一〇・二八における原告の主張は、次のとおりである。

法施行令二条二項の規定する技術的可能性の要件は、永源寺第二ダムの築造や構造に限らず、本件事業全体が計画どおりに実現可能であるかを、社会的環境、経済的環境、自然環境の各側面にわたって自然科学的な観点から検討すべきことを要求したものと理解すべきものであるとした。本件事業計画は、治水上の安全性、<sup>(29)</sup>貯水可能性、濁水対策・富栄養化対策、河川環境の破壊に関して、技術的可能性の要件を充足せず違法なものと主張した。

これらの論点は、行政の主張と平行線をたどり裁判所に認められなかった。原告は、大阪高判平一七・一二・八において、本件決定には、通達等で定められたボーリング調査等の地質調査を欠くなどしたためダムの規模を誤って設計した重大な瑕疵があるなどの主張も追加した。<sup>(30)</sup>

裁判所は、若干の例外を除いて技術的内容の適否を判断しないが、大阪高判平一七・一二・八のように技術的内容

を定めた手続が通達などで明確になっていけば、これを根拠に裁判官を説得できた事例である。

## 10 森林法の許可基準

ここでの論点は、事業に先立ち、保安林解除の手続をとる必要があったか否かである。

那覇地判平一五・六・六は、森林法の保安林制度の趣旨に著しく反するものとして違法との考え方を示した。

福岡高那覇支判平一六・一〇・一四は、本件通達等及びこれに基づく実務の運用は、・・・保安林指定解除の手続は必要でないとの考え方を示した。

森林法三四条二項は、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」と規定している。同条項が規定している「その他の土地の形質を変更する行為」とは、砂、砂利、軽石等の採取、鉱物の掘採、宅地の造成、土砂捨てその他の物件の堆積、建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築、土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為をいうとされている（保安林取扱通達第四の五の（11）<sup>(32)</sup>）。

これらのうち、森林を森林でなくするまでに至らない一時的仮設的な土地の形質の変更については、許可の余地があるが、道路（林道を含む。）の開設、恒久的な建物の新築等、そもそもそこが森林でなくなるような土地の形質変更については、許可の余地はなく、むしろ保安林の解除を行うべきものと解されている<sup>(33)</sup>。

例外として、「保安林の土地の形質の変更行為の許可基準」は、森林の施業・管理に必要な施設として、「林道（車道幅員が4m以下のものに限る。）<sup>(34)</sup>」を掲げているが、本件林道は全幅5mの林道であるので、通達にも違反している。

## 11 原子炉の安全性

### (1) 安全審査の基本的枠組

ここでの論点は、審査の基準となるものが法的根拠を欠くか否かである。

安全設計審査指針、原子炉立地審査指針等の各指針の法的性格については、原子炉設置許可における安全審査のために規制法二四条一項四号掲記のように抽象的な基準が定められているに過ぎなくても、・・・本件処分根拠となつた右各規定等をとらえて、それが憲法三一条、四一条に違反するものとはいえない(松山地判昭五三・四・二五)、許容被曝線量等を定める件(告示)は総理府令である原子炉規制に基づくものであり、同規則は法律である原子炉等規制法に基づくものであるから、右告示による許容被曝線量の定めが法的根拠に欠けるとはいえない(高松高判昭五九・一二・一四)、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当でない(最(一小)判平四・一〇・二九、名古屋高金沢支判平元・七・一九)、法律でもってあらかじめ具体的な定めをしておくことは、かえって、判断の硬直化を招き適切な審査を行うことを困難にする(福島地判昭五九・七・二三)、安全審査の基準が、行政内部の内規にすぎないとしても、これをもって、規制法等の原子炉設置許可手続に関する手続規定が直ちに憲法三一条、四一条、七三条、八一条に違反するものということはできない(東京高判平一七・一一・二二)という考え方を示した。

原子炉設置許可処分の際に行われる安全審査の基本的な枠組は、法令の規定によって構築されているわけではなく、原子力安全委員会が種々の内規(立地審査指針、ECCS安全評価指針、安全設計審査指針等)を定めていて、そこから構造が見えてくるというのが真相である。行政手続法の定めによれば、処分を行う際に際しての審査基準を設

定するのは行政庁であるところ、経済産業大臣は、原子力安全委員会の内規を自己の審査の基準として採用している(36)という指摘がある。

また、昭和五十一年には、最高裁判政局が各地の高裁、地裁の裁判官を集めた協議会で、「技術的に想定できる最大の事故は一番大きな排水管の破断であり、その事故の起こる確率は極めて少ない」「危惧が現実になる可能性は非常に少ない」などの見解を示し(最高裁判所編『行政裁判資料第五〇号 環境行政訴訟事件関係執務資料四七頁)、その後も、「裁判所としても、行政庁のした判断を一応尊重して審査に当たるといふ態度をとるべきであるということになるのではなからうか」等の見解を示していた(最高裁判所編『行政裁判資料第六四号 行政事件担当裁判官会同概要集録 中巻(その五)(手続法編)<sup>(37)</sup>)。

## (2) 基本設計論

ここでの論点は、審査の対象が基本設計に限られるか否か、また、基本設計の範囲をどこまでにするのかである。安全性に関する審査は当該原子炉の基本的設計方針ないしは基本計画において、十分安全性が確保されるものかどうかを確認すれば足りる・・・審査会の安全審査は、申請者の提出する資料に基づいて、・・・適切であるか否かを確認するという形のものになる。したがって、原子力委員会又は審査会自らが資料を収集し、調査研究した上で、その安全性を確認しなければならぬものではない(松山地判昭五三・四・二五)、原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となる・・・原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、・・・基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とする(最(一)小)判平四・一〇・二九)、原子炉施設に関する基本設計ないし基本的設計方針に限られる(福島地判昭五九・七・二三、福井地判昭六二・一一・二五、名古屋高金沢支判平元・七・一九)、原子炉施設の安全に関する基本設計というのは工学上の概念であり、・・・圧力



ハウンドリのSCC防止対策が安全の基本設計に属する問題であるのか、あるいは詳細設計に属するか、運転管理上の規制に服すべき問題であるというのかは、第一次的には行政庁の専門技術的見地からなす裁量の判断に委ねられている(仙台高判平二・三・二〇)、基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当であり、廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法、廃炉、マン・マシーン・インターフェイス(人と機械との接点)、SCC(応力腐食割れ)の防止対策の細目等にかかわる事項は、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象にはならない(最(一小)判平四・一〇・二九)、原子炉の設置に直接関係があり、かつ、原子炉施設に特有の事項であって、原子炉施設の基本設計に係る安全性に関する事項に限られる(水戸地判昭六〇・六・二五)、基本設計のみが規制の対象となる(新潟地判平六・三・二四、福井地判平一二・三・二二)、東京高判平一七・一一・二二)、どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項に該当するかという点も、主務大臣の合理的な判断にゆだねられている(最(一小)判平一七・五・三〇)という考え方を示した。

基本設計の対象は、その危険を顕在化させるものとして、最も重視すべきものはナトリウム—コンクリート反応である。・・・極めて危険な事象となることは明らかである。・・・本件許可処分は無効といふべきである(名古屋高金沢支判平一五・一・二七)に対して、原審が二次冷却材ナトリウム漏えい事故に関する安全審査の瑕疵として指摘する事項は、原子炉設置の許可の段階の安全審査の対象とならない(最(一小)判平一七・五・三〇)として、原審では、基本設計とされ、違法とされた点があえて審理対象外とされた。この最高裁の基本設計論は完全に属すかしてあって、国の施策を守るために、土俵を勝手に変更して本来の争点から逃げた<sup>(38)</sup>のである。

まず、全ての裁判例に共通しているのは、「基本設計」のみを対象としていることである。これは、いわゆる「基

本設計論」ないし「段階的安全規制論」によるものであり、結果的には従来の裁判例の一貫した立場を確認したものと見えるが、安全審査体制をどのように意義付けるかという理論的関心からは、ドイツにおける「多段階的行政手続論」と比較しつつなお検討が必要であるという指摘がある。<sup>(39)</sup>

次に、判断の内容については、①申請者の提出する資料に基づいて、適切であるか否かを確認する（松山地判昭五三・四・二五）、②基本設計というのは工学上の概念（仙台高判平一・三・二〇）、③圧力バウンダリのSCC防止対策が基本設計に属するか否かは行政庁の裁量的判断、④廃棄物の最終処分方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法、廃炉、マン・マシーン・インターフェイス（人と機械との接点）、SCC（応力腐食割れ）の防止対策の細目等にかかわる事項は、安全審査の対象にはならない（最（一小）判平四・一〇・二九）というものであった。

更に、東京高判平一三・七・四は、「本件安全審査の際に用いられた鋼材の脆性遷移温度の予測評価の内容に不合理とされる点が出てきており、現実のその脆性遷移温度がこれよりはる程度高くなることがあり得る」としても、「脆弱性破壊の危険性という観点から行われた本件安全審査の内容が、直ちに合理性を欠き違法とされるものとまですることは、困難なものと考えられる」という理由から、「圧力容器等の脆性破壊による危険の問題は、むしろ、現実に進行していくその脆性の程度、態様に応じて、廃炉の時期の問題をも含めた原子炉の適切な運転等の管理の問題として対処されるべき問題と考えられる」として基本設計論に逃げ込んで<sup>(40)</sup>判断を避けている。

何が基本設計に該当するか否かの判断をする際には、原子力工学のみならず、関連する諸々の科学を総動員して、決める義務が行政庁にあると考える。これによれば、原告は、「〇〇について審査すべきであったのに、をしなかつたのは違法である」という形の主張をすることができる。その場合において、被告は、十分な知を取り込んで判断したことについて立証責任を負う。なぜなら、科学的知見は行政の外部にも存在し、その中には行政の知見と異な

るものもあるはずなのに、なぜ行政の判断が優先するのかということについて説明がつかないからである。<sup>(41)</sup>

これらの判決に対して、日光太郎杉判決が「判断形成過程の実質的統制」をしているとすれば、これらの判決は「判断形成過程の手続的統制」をしているという指摘がある。<sup>(42)</sup> このような手続的審査のみで、実質的な適法性について審査を省略しうるかについてはなお疑問があり、今後は、環境関連の法律における手続の整備を行うとともに、裁判所の実体審理の手がかりとなる法理についての検討（例えば、「環境配慮義務」の法理化）を進めていくべきである。<sup>(43)</sup>

また、「都市計画の適合性」の「旧法下の適合性」で検討したことであるが、従来の議論では、旧法の規定に基づく決定の適法性は旧法の下においてのみ判断されなければならず（東京地判平六・四・一四）、事業内容が旧法下で決定された都市計画に適合していれば足りる（般（一）小）判平一一・一一・二五）というものがあつた。

ここで、問題となるのは、基準自体の審査について、「現在の科学技術水準に照らして」という部分と、従来の「処分時か判決時か」という議論の関係である。<sup>(44)</sup> この問題は、従来の科学的知識の誤りが指摘され、それが現在の学界における通説となつたような場合にはそれにより判断するという考え方を最高裁はとつてゐる。<sup>(45)</sup>

この基本設計論に対しては、何が基本設計に当たるかが法令に明記されず、基本設計論が争点を限定するために被告側が持ち出した論法であるなどという批判がある。<sup>(46)</sup>

### (3) 平常時被曝の危険性

ここでの論点は、平常時の許容被曝量の決定方法である。

平常時被曝の危険性については、危険性の証明があつた線量の最低値よりも更に数十分の一の低い線量の限度を、許容被曝線量として定めることは、望ましくはないとしても、違法の問題は生じない（松山地判昭五三・四・二五）、

被爆線量を許容被曝量よりも更に低く抑える方向で審査することは決して不合理ではない(高松高判昭五九・一二・一四)、第一に、原子炉施設の平常運転時における被曝低減に係る安全確保対策がとられているかどうか、第二に、自然的立地条件に係る安全確保対策を含め原子炉施設の事故防止に係る安全確保対策がとられているかどうか、第三に、原子炉施設の公衆との隔離に係る安全確保対策がとられているかどうかの各視点からの検討が必要である(福島地判昭五九・七・二三)、ICRPの勧告に基づき、まず、右勧告を尊重して制定された許容線量等を定める件二条の許容被曝線量の定め(年間〇・五レム)に適合すること、及び公衆の被曝線量を実用可能な限り右の許容線量より低減させるための対策が講じられていること(水戸地判昭六〇・六・二五)、許容線量等を定める件において定められている許容被曝線量である年間〇・五レムを下回り、・・・ICRPの一九九〇年勧告が定めている周辺公衆に対する線量限度である年間一ミリシーベルト(〇・一レム)との対比においても十分低い値(東京高判平一三・七・四)、許容線量等を定める件二条に規定する許容被曝線量(年間〇・五レム)以下に押さえられている・・・ALAPの精神に従って、可能な限り被曝線量を低下させるための対策が講じられている(新潟地判平六・三・二四)、ICRPの勧告に定める線量限度の数値が改定され、しかも、我が国においても線量限度等を定める告示が新たに制定されているものの、本件安全審査が実際基準とした公衆の線量当量限度はこれらが定める値よりはるかに厳しいもの(東京高判平一七・一一・二二)、現在妥当性を有するのは「線量当量限度を定める件」のそれというべきである(福井地判平二二・三・二二)、実効線量当量について年間一ミリシーベルトと定められ・・・周辺公衆の被曝線量評価は、この基準をもはるかに下回る(松山地判平二二・一二・一五)という考え方を示した。

まず、ICRPの勧告が定める線量限度が〇・一レムと定めているのに対して、許容線量等を定める件が〇・五レムと定めていて、この許容線量等を定める件二条を満たしているか否かについて裁判所が判断している。この点、許

容線量等を定める件二条所定の線量値（年間〇・五レム）が現在においても許容被曝線量値としての合理性を有しているか疑問といわざるを得ない（新潟地判平六・三・二四）や許容線量等を定める件二条の許容被曝線量値（年間〇・五レム）の合理性が乏しく（東京高判平一七・一一・二二）と指摘しながら安全審査の合理性を認めている。

次に、多重防護と同じ立場のものは、①平常運転時における被曝低減、②自然的立地条件、③公衆との隔離という各視点からの検討が必要である（福島地判昭五九・七・二三）がある。

#### （4）原子炉の安全性確保

ここでの論点は、原子炉の安全性の決定方法である。

原子炉の安全性確保については、 $F_q$ は約二・二以下となって設計基準値と推認される二・六七を下回っていることに鑑み、本件原子炉の炉心核設計でホットチャンネル係数 $F_q$ を二・六七としたことは相当・・・DNB比（限界熱流束比）が一・三を下回らないことを設計基準とした・・・安全性を確保できるとした判断は相当である（松山地判昭五三・四・二五）、DNB比が一・三以上になるように設計されている・・・本件原子炉・・・所定の基準に則った審査・判断がなされている・・・ホットチャンネル係数・・・本件安全審査においては、二・六七と設定されているところ、本件原子炉の設計計算値は二・三程度以下となっており、右二・六七に比べて十分に余裕がある・・・審査・判断は、本件原子炉の安全性に本質的にかかわるような過誤、欠落があるものとは考えられず、不合理ではない（高松高判昭五九・一二・一四）、多重防護の考え方により、①異常状態の発生を未然に防止、②異常状態が拡大したり、更には放射性物質を環境に放出する虞れのある事態まで発展することを防止、③放射性物質の環境への異常放出という結果を防止という安全性の確保（福島地判昭五九・七・二三）、自己制御性を有していること（仙台高判平二・三・二〇）、炉心溶解の事態を想定しなかったこと及び炉心溶解が生じた場合の対策について検討しなかった

(水戸地判昭六〇・六・二五)、右具体的審査基準に適合し、その基本設計において、事故防止対策に係る安全性を確保し得る(新潟地判平六・三・二四)、しきい値の存否の問題は本件安全審査の内容における違法性の判断に影響を及ぼすものではない(東京高判平一七・一一・二二)、「運転時の異常な過渡変化」、「事故」、「技術的には考えられない事象」の三種類に分けて通過運転時を超える異常状態を想定している点・・・このような多方面からの評価によって本件原子炉施設における事故防止対策に係る安全機能が適切に確保される(福井地判平一二・三・二二)、「安全設計審査指針」及び「ECCS安全評価指針」を用い、科学的、専門技術的見地から、本件原子炉施設について・・・審査を行って(松山地判平一二・一二・一五)という考え方を示した。

まず、安全性の根拠として安全率を示した裁判例は、ホットチャンネル係数、DNB比、熱伝導率(松山地判昭五三・四・二五、高松高判昭五九・一二・一四)がある。

次に、多重防護による放射性物質の封じ込め(福島地判昭五九・七・二三、福井地判平一二・三・二二)がある。そして、「安全設計審査指針」及び「ECCS安全評価指針」を根拠として安全性を確保しようとした(松山地判平一二・一二・一五)がある。

#### (5) 地盤の安全性

ここでの論点は、地盤の安全性の評価方法である

地盤の安全性については、この基盤は載荷試験によると $1400 \text{ t/m}$ 以上の支持力を有しており、原子炉施設の基盤への常時の荷重が $60 \text{ t/m}$ であるのに対し、十分な地耐力を有している(松山地判昭五三・四・二五)、立地審査指針、安全設計指針・・・専門的見地から相当な根拠を有している(高松高判昭五九・一二・一四)、 $700 \text{ t/m}$ 以上の極限支持力を有し、原子炉施設の自重は常時で $60 \text{ t/m}$ で、これに地震時の荷重を組合せても約 $100$

t/mと推定されるので、支持力として十分(福島地判昭五九・七・二三)、基礎地盤への常時荷重が原子炉建屋の自重や形状からして約六〇t/m程度と算定できることとの関係で、本件敷地の基礎地盤が十分余裕のある支持力を有する(水戸地判昭六〇・六・二五、東京高判平一三・七・四)、本件原子炉施設の地盤及び同施設周辺において発生するおそれのある地震が、同施設における大事故の誘因とならず、安全性を確保でき(新潟地判平八・三・二四)、文献調査、空中写真判読を行うとともに、地表踏査による地形、地質調査を行って、この範囲に存在する断層及び存在が推定される断層を拾い出した上、構造性の断層であって、その規模及び本件原子炉敷地との距離などを考慮して、耐震設計上考慮すべき断層と判断される可能性のあるものを選定した結果、・・・本件安全審査の上記判断には合理性があり(東京高判平一七・一一・二二)、地盤に係る安全性については、①敷地付近及び敷地周辺において、将来土地の大きな陥没や火山活動など、大きな地変が発生し、本件敷地に影響を及ぼすおそれのないこと、②本件敷地において地すべりや山津波などが発生し、本件原子炉施設に損傷を与えるおそれのないこと、③敷地周辺で想定される地震等によって、本件敷地の地盤が崩壊するおそれのないことがそれぞれ必要であるところ、・・・①ないし③が満たされることが確認(福井地判平一二・三・二二)、①断層の活動性・・・直接影響を与えるものではないこと、②本件安全審査においても、・・・考慮されていること、③工学的見地として、・・・設計上の配慮がなされていること、④兵庫県南部地震を踏まえて・・・安全余裕を有している(松山地判平一二・一二・一五)という考え方を示した。

第一に、地盤の支持力が原子炉施設の荷重を上回っていることから安全性を確保しうるした(松山地判昭五三・四・二五、福島地判昭五九・七・二三、水戸地判昭六〇・六・二五、東京高判平一三・七・四)がある。

第二に、文献調査、空中写真判読を行うとともに、地表踏査による地形、地質調査を行って、この範囲に存在する

断層及び存在が推定される断層を拾い出した上、構造性の断層であって、その規模及び本件原子炉敷地との距離などを考慮して、耐震設計上考慮すべき断層と判断される可能性のあるものを選定した（東京高判平一七・一一・二二）がある。

第三に、多段階の検討を行った事例は、①大きな地変が発生し、本件敷地に影響を及ぼすおそれのないこと、②本件原子炉施設に損傷を与えるおそれのないこと、③本件敷地の地盤が崩壊するおそれのないことがそれぞれ必要であるところ、④①ないし③が満たされることが確認（福井地判平二二・三・二二）、①断層の活動性・・・直接影響を与えるものではないこと、②本件安全審査においても、・・・考慮されていること、③工学的見地として、・・・設計上の配慮がなされていること、④兵庫県南部地震を踏まえて・・・安全余裕を有している（松山地判平二二・二二・一五）がある。

#### （6）耐震設計

ここでの論点は、耐震設計の評価方法である。

耐震設計については、地震力の値の一・五倍（三〇〇ガル）に相当する地震力が加わったとしても、右施設に課せられている機能が十分保持されるものであることを確認することによって、設計余裕が確保される（松山地判昭五三・四・二五）、基礎岩盤における最大加速度が二七〇ガル（一八〇ガルの一・五倍）の地震波に対しても全体としての機能が保持される（福島地判昭五九・七・二三）、地震との関係において本件原子炉敷地周辺の地質構造等が、本件原子炉施設における大きな事故の誘因とならない（水戸地判昭六〇・六・二五、東京高判平一三・七・四）、活断層及び地震地体構造から想定される地震については・・・本件原子炉施設のうちの安全対策上特に重要な施設の機能が保持されるように設計されているか否かの点の審査は、直接には行われていないということになる。・・・経験



上、構造物は設計地震動に対して概ね四倍程度の安全余裕度を持つ（東京高判平一三・七・四）、設計用地震動（最大加速度三〇〇Gal）の一・五倍の地震動を用いた動的解析によって求められた地震力に、．．．十分に機能が維持されるように設計されたことが確認された（東京高判平一七・一一・二二）、①施設の耐震設計上の重要度分類が適切に行われていること、②設計用最強地震及び設計用限界地震想定的前提となる考慮すべき地震の選定が適切に行われていること、③設計用最強地震によってもたらされる．．．地震動の諸特性が適切に決定されていること、④耐震設計が十分な耐震安全性を確保し得る適切な手法で行われることがそれぞれ必要であるところ、本件安全審査においては、．．．①ないし④が満たされる（福井地判平二二・三・二二）、基本設計の審査基準である耐震設計審査指針の示す許容限界に数値などが用いられていなかったとしても、それが直ちに不合理であるということとはできない（名古屋高金沢支判平一五・一・二七）、「立地審査指針」及び「安全設計審査指針」を用い、．．．これをもって不合理であるということとはできない（松山地判平二二・一一・一五）という考え方を示した。

まず、安全率を考慮した事例は、地震力の値の一・五倍（三〇〇Gal）．．．設計余裕が確保される（松山地判昭五三・四・二五）、二七〇Gal（一八〇Galの一・五倍）の地震波に対しても全体としての機能が保持される（福島地判昭五九・七・二三）、経験上、構造物は設計地震動に対して概ね四倍程度の安全余裕度を持つ（東京高判平一三・七・四）、設計用地震動（最大加速度三〇〇Gal）の一・五倍の地震動を用いた動的解析によって求められた地震力に、．．．十分に機能が維持されるように設計されたことが確認された（東京高判平一七・一一・二二）がある。

次に、多段階の検討を行った事例は、①施設の耐震設計上の重要度分類が適切に行われていること、②設計用最強地震及び設計用限界地震想定的前提となる考慮すべき地震の選定が適切に行われていること、③設計用最強地震によ

つてもたらされる・・・地震動の諸特性が適切に決定されていること、④耐震設計が十分な耐震安全性を確保し得る適切な手法で行われることがそれぞれ必要であるところ、本件安全審査においては、・・・①ないし④が満たされる(福井地判平一二・三・一二二)がある。

そして、「立地審査指針」及び「安全設計審査指針」を根拠とした事例は、(松山地判平一二・一二・一五)がある。

(7) 多重防護

(7-1) 多重防護

原子力工学における多重防護は、①立地地点の選択、②施設の設計、建設、運転における異常な事象の発生の可能性抑止、③潜在的危険の顕在化の未然防止、④異常発生時の影響緩和のための設備上の対策、⑤要員の知識と能力による臨機柔軟な行動、⑥施設の社会からの隔離、⑦防災対策という七つの層から形成されている。<sup>(49)</sup>

この七つの層の中で、設計・建設・運転に密接に関係するのは、②、③、④である。<sup>(50)</sup>

(7-2) 裁判例の検討

多重防護についての裁判所の考え方は、次のとおりである。

第一は、「平常時被爆対策」、「事故防止対策」、「公衆との隔離」の三段階である(福島地判昭五九・七・二三、新潟地判平六・三・二四、東京高判平一七・一一・一二二)。

これは、原子力工学の②、③、⑥に近い考え方である。

第二は、「地盤及び地震との関連において安全」、「事故の発生を未然に防止」、「平常運転に伴って放出される放射性物質による周辺公衆の被曝線量を十分低く抑える」、「周辺公衆から十分離れている」の四段階である(松山地判平一二・一二・一五)。

これは、原子力工学の①、②、③に近い考え方である。

第三は、「原子炉施設の有する潜在的危険性を顕在化させない」である（水戸地判昭六〇・六・二五、新潟地判平六・三・二四、東京高判平一七・一一・二二、福井地判平一二・三・二二）。

これは、原子力工学の③と同じ考え方である。

第四は、「強度等において十分な余裕をもった設計」、「多重性及び独立性を有する設計」、「定期的にその性能確認のための試験、検査が実施できる構造」（東京高判平一七・一一・二二）である。

これは、原子力工学の②に近い考え方である。

第五は、「本件原子炉がシビア・アクシデントの発生防止対策を十分に施していることを確認したからこそ、これを想定事故として立てなかった」（仙台高判平二・三・二〇）、「同時に故障が発生するとは考えられず、上記各設備の設計は総合的にみて妥当」（東京高判平一七・一一・二二）である。

これは、多重防護を逸脱した考え方である。

第六は、「三系統に分離独立している二次主冷却系の冷却設備・・・二次主冷却系の一ループで本格的なナトリウム—コンクリート反応が起これば、その被害は他のループにも及び、系統分離が破壊される高度の蓋然性を否定できない。」である（名古屋高金沢支判平一五・一・二七）。

第七は、「原子炉事故等による深刻な災害を引き起こされる確率がいかに小さいといえども、重大かつ致命的な人為ミスが重なるなどして、ひとたび災害が起こった場合、直接かつ重大な被害を受ける」である（松山地判平一二・一一・一五）。

第一から第五は、多重防護により安全性を確保できるという考え方である。第六、第七は、多重防護による安全性

確保を疑問視している。

第六の名古屋高金沢支判平一五・一・二七に対しては、「ある事象に対する対策に欠陥があると、それが直ちに大事故につながり、災害を起こすという論理が展開されている」とし、「施設が多重防護の考え方で造られていることを踏まえて、その可能性を評価しないで、最悪の事態ばかり予測するというのは、甚だ非論理的といわなければならない。」との批判がある。

福島地判昭五九・七・二三は、「ECCS等の安全防護施設の有効性を考慮に入れる方向に緩和された」として、安全確保対策が「別個独立に確保」されていなくても「審査方法が合理的」であると判示した。

多くの裁判例が福島地判昭五九・七・二三と同じように、各層での安全性について、他の層の安全性に依存するような緩い審査を行っていることを考えれば、名古屋高金沢支判平一五・一・二七は司法審査を真摯に行ったと評価することができる。

- (1) 佐藤一男『改訂 原子力安全の論理』日刊工業新聞社2011, pp. 52-53
- (2) 佐藤一男『改訂 原子力安全の論理』日刊工業新聞社2011, p. 165
- (3) 佐藤一男『改訂 原子力安全の論理』日刊工業新聞社2011, pp. 54-55
- (4) DI-Law/ID28131608 p. 22 (DI-Lawのみ掲載)
- (5) 『判例自治』一六四号1997, p. 80
- (6) 『国史道あきる野』C事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二三)判決文【2004, p. 78
- (7) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣2002, p. 48
- (8) 労務安全情報センターHP (<http://labor.tank.jp/anei/sisinet/sounon-guideline.html>)
- (9) 道路技術研究会『第七次改訂 道路技術基準通達集』きょうせう2002, p. 1180

- (10) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)原告最終準備書面』2004, pp. 34-36
- (11) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)原告最終準備書面』2004, pp. 39-40
- (12) 『圏央道あきる野I-C事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)控訴理由書』2004, pp. 80-81
- (13) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)原告最終準備書面』2004, p. 34
- (14) 山村恒年「事業認定・土地収用裁決取消請求事件(秋田県)」「判例自治」一七〇号1998, p. 51
- (15) 中西又三「行政法」中央大学通信教育部2003, pp. 128-129
- (16) 山村恒年「事業認定・土地収用裁決取消請求事件(秋田県)」「判例自治」一七〇号1998, p. 51
- (17) 山村恒年「事業認定・土地収用裁決取消請求事件(秋田県)」「判例自治」一七〇号1998, pp. 51-52
- (18) 『判例時報』一九三二号2006, p. 9
- (19) 阿部泰隆「環境行政訴訟の陥点」上智大学 第八回SEELAPPセミナー(二〇一一年五月一四日)「環境行政訴訟の課題と可能性」ハンメニ〇一一
- (20) 『判例時報』一九三二号2006, p. 9
- (21) 北河隆之「牛深し尿処理場事件」『別冊ジュリスト』一七二号2004, p. 59
- (22) 北村喜宣「初版 環境法」弘文堂2011, p. 221
- (23) 橋本博之「初版 行政判例と仕組み解説」弘文堂2009, p. 12
- (24) 『判例時報』一九三二号2006, p. 9
- (25) 『判例時報』一九三二号2006, p. 9
- (26) 『判例時報』一八五八号2004, p. 46
- (27) 松浦茂樹「戦後の利根川治水計画の変遷(八ッ場タムの歴史的経緯)」「水利科学」第五六巻第一号2012, pp. 125-126
- (28) 松浦茂樹「戦後の利根川治水計画の変遷(八ッ場タムの歴史的経緯)」「水利科学」第五六巻第一号2012, pp. 123-128
- (29) 松浦茂樹「戦後の利根川治水計画の変遷(八ッ場タムの歴史的経緯)」「水利科学」第五六巻第一号2012, p. 139
- (30) 『判例タイムズ』二二〇九号2006, pp. 139-140
- (31) DI-Law/ID28131608 p. 1 (DI-Law G☆掲載)
- (32) 「保安林及び保安施設地区の指定」解除等の取扱について「保安林 林地開発許可業務必携 基本編」2003, p. 145
- (33) 『判例自治』二五〇号2004, p. 48

- (34) 「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱について」『保安林 林地開発許可業務必携 基本編』2003, p. 149
- (35) 『判例自治』115〇号, 2004, p. 50
- (36) 伊藤滋夫「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 130
- (37) 小島延夫「改革提言 行政訴訟改革に向けて 市民の命と日本の明日のために」(東京弁護士会期成会主催 期成会政策シンポジウム 行政訴訟改革(二〇一一年九月二八日) 2011, p. 3
- (38) 阿部泰隆「原発訴訟のあり方と今後の方向」『司法は原発とどう向きあうべきか 原発訴訟の最前線』現在人文社 2012, pp. 46-47
- (39) 高木光「技術基準と行政手続」弘文堂 1995, p. 7
- (40) 青木秀樹「東海第一発電所原子炉設置許可処分取消訴訟」(東京弁護士会期成会主催 期成会政策シンポジウム(二〇一一年九月二八日) 2011, p. 3
- (41) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 133
- (42) 北村喜宣「環境法」弘文堂 2011, p. 226
- (43) 大塚直「環境法」有斐閣 2002, p. 534
- (44) 高木光「技術基準と行政手続」弘文堂 1995, p. 11
- (45) 高木光「技術基準と行政手続」弘文堂 1995, p. 12
- (46) 伊藤滋夫「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 131
- (47) 伊藤滋夫「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 132
- (48) 安全設計や事故解析の審査については原子力安全委員会が内規として定めた審査基準が存するところ、行政法学説の中には、司法審査の場でもこの審査基準を指針として用いるべきだという考え方があり、それはすなわち、裁判所は、当該案件においてその審査基準が正しく適用されたかどうかを審査すべきだということである。この説では、その際当該案件において基準を正しく適用したこと、そして基準自体が許可当時の科学技術水準に照らして合理的なものであることを被告側が立証しなければならぬとする。私は、この説には立証責任についての考え方には傾聴すべきものがあるが、安全性に関して原告が主張しうる事由を基準によって示された基本的な枠組の範囲に限定しようという意図がみられる(伊藤滋夫「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 132)。
- (49) 佐藤一男「改訂 原子力安全の論理」日刊工業新聞社 2011, pp. 52-53
- (50) 佐藤一男「改訂 原子力安全の論理」日刊工業新聞社 2011, p. 165

(51) この裁判例に対しては、施設の安全設計が多重防護という考え方になされていることを、全く理解していないという批判がある(佐藤一男「改訂 原子力安全の論理」日刊工業新聞社 2011, p. 54)。

### 第三節 費用効果分析

公共事業の統制手法の中で、費用効果分析は事前と事後に共通する評価軸となる。

費用効果分析は、平成九年一二月の内閣総理大臣の指示により、新規事業の採択段階において基本的に全事業、その後の再評価、事後評価においても実施されることになった。<sup>(1)</sup> 分析結果が1を上回らなければ社会経済的に効率的な施策・事業とはいえない。効果とは、施策・事業の効果として考えられる定性的及び定量的な効果であり、便益とは、定量的な効果のうち、貨幣価値換算が可能なるものである。<sup>(2)</sup> ここで、便益と貨幣価値に換算した費用を比較したものを費用便益分析(費用効果分析の一部)という。

事前評価においては、可能な限り予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、それらを比較する。その際、効果については、受益の帰属する範囲や対象を極力特定し、可能な限り定量化する。また、費用については、評価対象政策に係る直接的な支出のみならず、附随的に発生するそれ以外の費用(例えば社会費用)についても可能な限り含めることとしている。<sup>(3)</sup>

事後評価においては、事業の目的、目標等の実現状況や事前評価などの検証を行い、それによって得られた情報をそれ以後の事業の企画立案やそれに基づく実施、事前時点での評価に活用していくことは有益である。<sup>(4)</sup>

合理性の要件としては、「代替案の探索と比較評価、費用便益分析」などがあるが、裁判所がどのような判断を示しているのかを検討する。<sup>(5)</sup>

## 1 費用便益分析

費用便益分析は、道路事業とその他の事業で分けて検討する。

### (1) 道路事業

#### (1-1) 予測

#### (1-1-1) 予測に対する考え方

裁判所の予測に対する考え方は、次の二つに分けることができる。

第一に、「費用便益分析マニュアル(案)」に基づいて行われた(東京高判平一八・二・二三)、マニュアルに従うもの(東京高判平二〇・六・一九)という理由で不合理とは(相当でない)とはいえないというものである。

第二に、費用便益分析マニュアル(案)に従い・・・分析を行った・・・上記分析は、その記載のみからでは分析の前提とした交通ネットワークをどのように設定したのが不明であり、・・・利用者が料金を払ってまでこれを利用するか否かは・・・疑問があり、さらに、通常の将来予測であれば当然考慮されるべきその実現可能性の大小は全く考慮されていない(東京地判平一六・四・二二)である。

#### (1-1-2) 裁判例の評価

裁判例の評価は、次のとおりである。

第一は、行政が定めた手順(マニュアル)を問題としたが、「交通量の根拠となる交通量ネットワーク」などの便益の計算過程に踏み込んだ司法審査を行わなかった。永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件(大阪高判平一七・一二・八)が、「合理的な理由がないのに本件設計基準で定められた極めて重要な調査を省略するなどして手続



を進めた場合には、・・・手続が適正でないとの評価を受け得ることもあるものというべきである。」と判示したのと比較して、便益の計算過程を審査していない点で異なっている。

第二に對する控訴理由書は、次のように反論している。

将来交通量の推計は、社会経済指標を基に将来の発生集中交通量を推計し、次に将来の分布交通量を推計し、さらに将来道路網にQ-V式を用いて交通量を配分し、各区間の将来の交通量を算出している。・・・交通量の推計は利用料金を考慮している(判示④への反論)。

控訴人らは、専門家の意見を聴きながら平成一〇年六月に建設省道路局及び都市局が作成した費用便益分析マニュアル(案)に基づき、費用便益分析を行っているものであり、原判決の上記判示はその趣旨及び分析手法を全く理解していないし、費用便益分析の趣旨及び手法を正解せず、独自の見解に基づき費用便益分析を論難し、これに基づく事業認定の適法性を否定するものであって、失当であると結論付けている。

東京地判平一六・四・二二(判示④、⑥)は、「交通量の根拠となる交通ネットワークをどのように設定したのか不明」であることから、「多大な便益が生じるものと判断することはおよそ不合理」と判示しているのであり、控訴理由書は「交通ネットワーク」そのものについて、どのように設定したのか反論していない。控訴理由書は、便益(交通量予測)の根拠(交通ネットワークなど)を示していないため、その合理性を検討できないことが問題である。

#### (1-2) 費用便益分析

##### (1-2-1) 費用便益分析に対する考え方

裁判所の費用便益分析に対する考え方は、次の四つに分けることができる。

第一に、費用便益分析の実施とその結果は、事業認定の要件ではない(東京地判平二二・九・一、東京高判平二

四・七・一九同旨」というものである。

第二に、費用便益分析マニュアルに基づいて計算していることで不合理な点はない（東京高判平一八・二・二三、東京高判平二〇・六・一九）というものである（東京高判平一五・一二・二五、東京地判平一七・五・三一同旨）。

第三に、便益はその一部しか計上されていないため過少に評価され、公共の利益が自然環境などに対する影響に優越する（東京地判平二二・九・一、東京高判平二四・七・一九同旨）というものである。

第四に、得られるであろう積極的な価値のみに注目しており、本件事業を施行することによって生じる周辺環境への影響、それを最小限にとどめるために必要とされる対策費などの負の側面については一切考慮されていないことなどに照らすと、このような数値を前提として本件事業によって多大な便益が生じるものと判断することはおよそ不合理であって、上記の点を捨象してこのような数値を前提に判断を進めることは許されない（東京地判平一六・四・二二）というものである（東京地判平一五・一〇・三同旨）。

(1-2-2) 控訴理由書（東京地判平一六・四・二二）の反論

東京地判平一六・四・二二の控訴理由書は、次のように反論している。

事業認定庁は、その申請に係る事業計画の内容について、諸事情を総合考慮して適合性を判断するのであって、その判断に際して裁量が認められるのであり、普遍的に受け入れられた価値に優先順位があることを前提に、それを探求することのみに裁量があるのではない（判示①への反論）。

その内容がいわゆる手続的瑕疵の問題ではなく、実体的要件への適合性判断そのものの問題であることは明らかである（判示⑤、⑥への反論）。

原判決の示す判断手法が、「普遍的に受け入れられている諸価値」かどうかの疑問を提示することにより、事業認

定庁の判断を覆すための審査基準として提示されたものであるとすれば、明らかに不当なものであって、司法審査の手法を誤るものといはかない<sup>(12)</sup>。(判示②への反論)。

(1-2-3) 裁判例の評価

費用便益分析マニュアル(案)に記載されていない「周辺環境への影響、それを最小限にとどめるために必要とされる対策費などの負の側面」としては、交通量の増大による大気汚染、騒音被害、自然破壊、遺跡・文化財破壊<sup>(13)</sup>などと、これらに対する対策が考えられる。費用便益分析マニュアル(案)には、このような欠如があるにも関わらず、控訴人らは、これを指摘することが「実体的要件への適合性判断そのものの問題」であり不当であるという。

現行の費用便益分析マニュアルに記載されていない環境価値などを評価できないとしても、手続として記載されている「交通量の根拠となる交通ネットワーク」などの便益の計算過程を明らかにして合理性の検討ができるようになるべきである(大阪高判平一七・一二・八同旨)。

したがって、費用効果分析に対する司法審査は、現行の費用便益分析マニュアルに記載されている「便益の根拠(交通量予測など)」の合理性について行うべきである。今後、費用便益分析マニュアルは、環境価値などを取り入れた改訂などにより充実させるべきである。

(2) その他の事業

その他の事業に対する裁判所の考え方は、①積算された数値が争われた事例と、②数値まで至らなかった事例に分かれる。

①の事例の中で、原告の主張を認めた事例は、投資効率が一・〇〇以上となるか否かによって審査されることになる。そうすると、合理的な理由がないのに本件設計基準で定められた極めて重要な調査を省略するなどして手続を進

めた場合には、・・・手続が適正でないとの評価を受け得ることもあるものというべきである（大阪高判平一七・一二・八）がある。

①の事例の中で、原告の主張を認めなかった事例は、本件事業全体で一・〇〇となり、・・・被告の費用対効果の判断が効用及び費用の算出過程に看過し難い誤りがあるとか判断方法が社会通念上著しく妥当を欠くとまではいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったということはできない（熊本地判平二二・九・八）、本件事業の投資効率は一・〇四であって、経済効果が実施費用を上回っているものと認められるのであるから、本件事業計画は経済性の要件を充足するものと認められる（大津地判平一四・一〇・二八）、仙台市は、マニュアルに基づいて、費用便益分析を行った。・・・本件事業の整備後三〇年間の費用便益比は、一・六二ではなく、一・一〇になるものと考えられる（仙台地判平一八・三・三〇）、需要予測及び建設費見積りに不合理とまでいうべき点は存在しないところ、・・・費用便益比も原判決説示のとおり一・一〇となる（仙台高判平一九・一〇・三〇）がある。

②の事例は、全て原告の主張を認めていないものであり、本件事業に起因する法面や路肩の崩壊等による維持修繕費用の支出の点を考慮しても、本件事業が必要性や経済的合理性を著しく欠き、そのための経費の支出が事業の目的、効果との間の均衡を著しく欠くとまでは認められない（那覇地判平一五・六・六、福岡高那覇支判平一六・一〇・一四）、費用対効果が変更計画の要件であることを前提としてみるとみることができない（福岡高判平一五・五・一六）がある。

ここでの分析結果では、費用効果分析が公共事業抑制に決定的な役割を果たすという期待から大きく外れていることが分かった。やはり、裁判所が審理においてこのような経済学的分析まですべきなのか、あるいはそこまでできるのかという疑問を持っている<sup>14)</sup>、裁判所が政策判断に立ち入るべきではない・・・この政策が良いとか悪いとかを判断

するのは、責任を負っていない裁判所としてはそれこそ不遜なことだと考えております。<sup>(15)</sup> 高度の専門技術的判断にわたるから裁判所の判断になじまない・・・我々文科系出身者の多くにとつて、数学、化学、物理学にある種のコンプレックスがあることは確かですが、そういう主観的な圧迫感から専門技術的な問題について、むしろ必要以上に難しさを拡大している・・・裁判所の実体判断というものは、科学上の論争の是非を決するのではない<sup>(16)</sup>などという理由から、裁判所では手続、比較、整合性などでの判断しかできないと見るべきだろうか。

更に、裁量処分の審査について、実体的な判断を避け、手続過程の審査にしぼるべきであるという意見が強く出されていますが、・・・手続審査方式では裁判所が自ら手続原則を打ち出すということになるわけで、その点で非常に難しい面がある<sup>(17)</sup>という意見もあるが、やはり、裁判所は費用便益分析も判断内容とし、かつ公正に分析をすべきである<sup>(18)</sup>と考える。

## 2 代替案検討

代替案検討は、①事業費を比較した事例と、②技術的内容を比較した事例、③代替案が必要か否かが争われた事例に分かれる。

①の事例の中で、原告の主張を認めた事例は、右四案のうちで、最も事業費を要するのはC案の一三・五一億円であり、右は、本件事業に要する四、三〇〇万円の約三一・四倍に相当する。しかしながら、本件土地の有する前述のような文化的価値を考えれば、右一三億円余りという金額は決して高価とは解されない(宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・一三)、事業費の比較においては、地下化の場合の投資額が一、三七七億円となるのに対し、高架化の場合には二、〇三八億円となるという意見も出され、算定の方法にもよるが、現在の鉄道敷きの有効利用を

含めて考えた場合、地下式の方が経済的に有利となることもあり得るといふ示唆があり、・・・同決定の適法性に疑問が生ずるものといわざるを得ない（東京地判平一三・一〇・三）がある。

①の事例の中で、原告の主張を認めなかった事例は、道路投資額の効率性の面からは、できる限りトンネル、橋梁等の構造物が最小であることが好ましい<sup>(19)</sup>という行政の主張を、原告地域の有する宗教的文化的価値については全く考慮しなかったことが窺われる。・・・判断に裁量権の超越または濫用があるとの事実を認めるに足りる証拠はない（大津地判昭五八・一一・二八）、事業費は、本件高架式が約一、九〇〇億円であるのに対し、地下式は、二線二層方式の場合が約三、〇〇〇億円、一線四層開削方式の場合は約三、六〇〇億円となり、三つの比較条件いずれの点でも、本件高架式は、地下式より優位に立つと判断した。さらに、本件高架式は、高上式（一部掘削式）と地下式の併用との関係でも、三つの比較条件において優位に立つと判断した（東京高判平一五・一一・一八）、本件区間の構造について三つの方式の比較検討をした際、既に取得した用地の取得費や鉄道事業者の受益分を考慮せずに事業費を算定しているところ、このような算定方法は、当該都市計画の実現のために今後必要となる支出額を予測するものとして、合理性を有するといふべきである（最（一小）判平一八・一一・二）がある。

②の事例の中で、原告の主張を認めた事例は、本件においても、仮線工法のほかに、高架橋（跨道橋）又は地下道の建設により施工するという複数の工法が考えられる<sup>(20)</sup>（大津地判平一八・九・二五）、道路拡幅工事の工法（活線工法、仮線工法のいずれを採用するか）を、経済的合理性や技術的可能性の見地から検討したとは認められず（大阪高判平一九・三・一）、埋立架橋案の方が優れているとはいえるけれども、山側トンネル案であっても、・・・上記優位性の程度は、輦の景観の保全を犠牲にしてまでもしなくてはならないものであるかについては、大きな疑問が残るといふべき<sup>(21)</sup>（広島地判平二一・一〇・一）である。

②の事例の中で、原告の主張を認めなかった事例は、事業認定申請等から代替案のあることが判明して・・・当該事業計画案と代替案との優劣の審査に当たっては、・・・性質上必然的に政策的又は専門技術的な判断を伴うものであるから、より広い裁量の余地があるものというべく、代替案の方が事業計画案より著しく優れていて、事業認定庁の判断が社会通念上著しく不相当であると認められる場合にのみ裁量の逸脱又は濫用があり違法とされる（東京地判昭五九・七・六、東京高判平四・一〇・二三）、揖斐川の治水対策の代替案については、徳山ダムを造らずに、その分河道の計画高水流量を増大させる案として、・・・三つの案が考えられる・・・引堤案・・・堤防嵩上げ案・・・河床掘削増大案・・・三案いずれも揖斐川の流域の現状からすると、社会経済的に影響が大きく、現実性がない岐阜地判平一五・一二・二六、名古屋高判平一八・七・六）、静岡空港の建設地の選定については、・・・他の二案と比較検討した上で、・・・土工量、工費が他案と比較し高くなることなども勘案された上で決定されており、・・・不合理であったと解することはできない（静岡地判平二二・三・一八）である。

③の事例で代替案の検討が必要とした事例は、代替案の検討が必要とした事例は、土地収用法その他の関係法令に、起業者が代替案の提示を義務づけるような規定や事業認定庁自らが代替案を設定し検討すべきことを義務づけるような規定は存在しないが、・・・不十分な審査態度・・・裁量を逸脱する疑い・・・公益性、必要性について合理的な説明がなされていない・・・本件事業について、代替案の検討を行っていないことについては、十分な審査が行われていないとの誹りを免れない・・・代替案の検討は必要不可欠であったと認められる（東京地判平一六・四・二二）である。

③の事例で代替案の検討が必要でないとした事例は、起業者が代替案の提示を義務づけるような規定や事業認定庁自らが代替案を設定し検討すべきことを義務づける規定は存在しないことからして、事業認定庁において代替案

の検討を必ず行わなければならないという法的義務はない<sup>(24)</sup>（秋田地判平八・八・九）である。

従来の判例の中で、代替案検討を認めた事例は、上告人は、・・・在留資格に属する活動を引き続き行うのを適当と認めるに足りる相当の理由があるかどうかにつき公権的判断を受ける機会を与えることを要した・・・本件処分は、右のような経緯を考慮していない点において、上告人がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである<sup>(25)</sup>（最（三小）判平八・七・二）、被控訴人は、代替措置を全く講じないまま、評価された控訴人の体育科目の不認定・・・裁量権を著しく逸脱<sup>(26)</sup>（大阪高判平六・一二・二二）、信仰上の理由による剣道実技の履修拒否を・・・代替措置について何ら検討することもなく、・・・上告人の措置は、考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会通念上著しく妥当を欠く処分をした・・・裁量権の範囲を超える違法なもの<sup>(27)</sup>（最（二小）判平八・三・八）などがある。なお、大津地判昭五八・一一・二八は、法二〇条四号の公益性に関する判断は・・・自由裁量に属する・・・裁量権の踰越または濫用があると認められる場合に限られる・・・判断過程およびそこで考慮された判断資料、判断要素に社会通念上著しく妥当を欠く点があるか否かを検討して行うと判示して、代替案の検討が二〇条四号の要件であることを明示した<sup>(28)</sup>。

最近の判例は、景観価値を認めた広島地判平二一・一〇・一に代表されるように変わってきているが、環境価値、経済的合理性、技術的可能性なども在留資格や信仰上の理由などと同じように正当な評価が与えられることが望ましいと考える。

### 3 需要予測

需要予測は、①調査した行政事実に基づいて予測評価した事例、②それぞれの案が実施されればどのような効果を



上げるかについて予測評価した事例に分かれる。

①の事例の中で原告の主張を認めた事例は、被控訴人が本件変更決定をするに当たって勘案した土地利用、交通等の現状及び将来の見通しは、都市計画に関する基礎調査の結果が客観性、実証性を欠くものであったために合理性を欠くものであったといわざるを得ない（東京高判平一七・一〇・二〇）、日の出インターチェンジの予測交通量に差異が生じていること・・・そのような予測が正当なものであるかどうかについては疑問が生じざるを得ない（東京地判平一六・四・二二）、福山コンサルタントが作成したOD表は、一二時間又は二四時間のゾーン間の交通流動を把握するものにすぎず、同社の一般化時間最小ルートサーチ法による推計結果は二四時間の交通状況を把握するものにすぎない。・・・福山コンサルタントの調査及び検討は不十分なものであったといわざるを得ない（広島地判平二一・一〇・一）がある。

①の事例の中で原告の主張を認めなかった事例は、これらの事実が事業認定時点以後の事情であり、本件事業認定の適否の判断に影響を与えるものではない（札幌地判平九・三・二七）、水需要予測という確定値が定まらない事項を対象とする判断であること、水需要に変化が生じてきたといっても上昇の傾向が弱まったという程度でありこれに対する必要性が消失したということではない（横浜地判平一三・二・二八）、道路網計画は、伊東市の将来人口の推計を、昭和四五年から平成二年までの推移に基づいて、人口及び就業人口の双方のトレンド分析（三種類の分析法を用いている）を行い、この結果に上位計画フレームとの整合を図って、将来人口を設定するという手法で行っている。・・・道路網計画は、その策定根拠となった数値、例えば伊東大仁線に関する発生集中交通量の推計などにやや慎重さを欠くといえる部分があるが、全体としては明白な誤認、著しい不合理な判断はない（静岡地判平一五・一一・二七）、水資源開発施設の計画を進めるに当たっては、長期的、先行的な観点から整備する必要があるとともに、

自然を対象とすることから予測を超える事態が生ずることも想定して、予測と實際が異なったときにも支障を生じないだけの余裕を見込む必要がある。すなわち、水不足の事態を生ずるよりは、余剰の水がある事態の方が政策として安全かつ妥当である（岐阜地判平一五・一二・二六）、水資源開発施設の建設は、将来の経済、社会の発展にも対応することができるよう、先行的に開発を進めることが必要であると認められるから、その結果、水資源開発施設が完成し供用を開始された後の特定の時点において、水の需要量と供給量に差が生じるのはやむを得ない現象であり、そのことから、当然に水資源開発の前提となった水需要予測が誤りであるということとはできない（名古屋高判平一八・七・六）、交通量は、道路交通センサスペースのOD表（交通機関の地域間相互の動きを表の形に集計・整理したものを）を用いて、発生集中交通量、分布交通量、配分交通量をそれぞれ推計する方法で行う（三段階推定法）（東京地判平一七・五・三一）、交通量推計の手法において、対象地区のOD表を作成し、分布交通量を推計し、その配分手法に関してはQ-V式を用いた配分を原則とするとされており、本件費用便益分析における将来交通量の推計、将来の発生集中交通量、分布交通量の推計はマニュアルに従うものであって、これが相当でないということとはできない（東京高判平二〇・六・一九）、宿泊需要予測の根拠となった数値等は、当時の統計データや調査報告書等、一応の根拠を有する資料を基に算出されているものであって、・・・合理性を欠くものとまでいうことはできない（那覇地判平二〇・一一・一九）、収支の見通しが、当時の統計データや調査報告書等、一応の根拠を有する資料を基礎としていたことから、・・・経済的合理性を欠くものであったとまでいえない（福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五）、「水道施設設計指針二〇〇〇」（以下「本件指針」という。）には、水道施設の整備計画や需要予測に関する基本的な考え方や具体的な手法が記載されているところ、・・・都の平成一五年一二月の予測は、このような本件指針で示された方法に基本的に従って行われたものであって、合理的なものといえることができる（東京地判平二一・五・一一）、

利根水系においては平成三二年には計算上需要が供給を上回る予測となっており、水源の融通をしないことが明らかに不合理とはいえない(水戸地判平二一・六・三〇)、予測値は、あくまで計測値であることからすると、実績との差異が生じたことにより、直ちに予測値が明らかに不合理であるとまではいえない(千葉地判平二一・一・一九)、本件事業認定が行われた当時の予測としては、本件需要予測の合理性を認めることができるのが相当である(静岡地判平二一・三・一八)、現在の埼玉県の保有水源量は、・・・第五次フルプランの改定に伴い・・・約二七五万 $\text{m}^3$ /日となる。・・・ハツ場ダムからの供給によって手当てして、水の安定的な供給を確保することが必要であるという判断が不合理であるとまでいうことはできない(さいたま地判平二一・七・一四)である。

②の事例の中で原告の主張を認めた事例はなく、原告の主張を認めなかった事例は、最適計画を工学的に決定する手法は確立されておらず、・・・本件調査報告における最適計画の選択は、・・・一応の合理性を肯定することができないではない(名古屋地判平五・二・二五)、最適計画の決定に至る経過には一応の合理性が認められる(名古屋高判平九・四・三〇)、あきる野インターチェンジの設置により、圏央道利用者の増加や牛沼地区の一般道路の通過者の減少などの公益性及び必要性が是認される(東京高判平一八・二・二三)、ハツ場ダムからの程度の水源を確保すべきかという程度問題はあるとしても、ハツ場ダム建設事業に参画することによって安定的な水源を確保する必要性自体は、否定し難いものである(前橋地判平二一・六・二六)である。

(1) (財) 行政管理研究センター「政策評価ガイドブック」ぎょうせい 2001, pp. 65-66

(2) (財) 行政管理研究センター「政策評価ガイドブック」ぎょうせい 2001, p. 175

(3) 行政管理研究センター「詳解 政策評価ガイドブック」ぎょうせい 2008, p. 246

- (4) (財) 行政管理研究センター『政策評価ガイドブック』きょうせい 2001, p. 66
- (5) 山村恒年「科学技術の発展と行政法」『公法研究』五三号 1991, p. 145
- (6) D1-Law/ID28131608 p. 22 (D1-Law S々掲載)
- (7) 『東京地判平一六・四・三二 国等の控訴理由書』2004, p. 51
- (8) 『東京地判平一六・四・三二 国等の控訴理由書』2004, pp. 49-50
- (9) 『東京地判平一六・四・三二 国等の控訴理由書』2004, p. 52
- (10) 『東京地判平一六・四・三二 国等の控訴理由書』2004, p. 33
- (11) 『東京地判平一六・四・三二 国等の控訴理由書』2004, p. 34
- (12) 『東京地判平一六・四・三二 国等の控訴理由書』2004, pp. 34-35
- (13) 『東京地判平一六・四・三二 国等の控訴理由書』2004, pp. 151-159
- (14) 全国裁判官懇話会報告「司法の使命と裁判官」『判例時報』915号 1979, p. 10
- (15) 全国裁判官懇話会報告「司法の使命と裁判官」『判例時報』915号 1979, p. 10
- (16) 全国裁判官懇話会報告「司法の使命と裁判官」『判例時報』915号 1979, p. 13
- (17) 全国裁判官懇話会報告「司法の使命と裁判官」『判例時報』915号 1979, p. 13
- (18) 小島延夫「改革提言 行政訴訟改革に向けて 市民の命と日本の明日のために」(東京弁護士会期成会主催 期成会政策シンポジウム 行政訴訟改革(二〇一一年九月二八日) 2011, p. 1
- (19) 『判例時報』一一一九号 1984, p. 56
- (20) 『判例時報』一九八七号 2008, p. 17
- (21) 稿の浦理立免許差止請求事件(広島地判平二一・一〇・一)判決文』2009, p. 169
- (22) 静岡空港事業認定取消請求事件(静岡地判平二一・三・一八)判決文』2010, pp. 143-144
- (23) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三二)判決文』2004, pp. 96-97
- (24) 『判例自治』一六四号 1997, p. 78
- (25) 『判例時報』一五七八号 1996, p. 54
- (26) 『判例時報』一五二四号 1995, p. 20
- (27) 『判例時報』一五六四号 1996, p. 7 山村恒年「行政法と合理的行政過程論」慈学社 2006, p. 333

(28) 福井秀夫「国央道事業認定・収用裁決取消訴訟第一審判決及び国央道代執行手続執行停止事件最高裁決定」『法学教室』二八八号 2004, p. 22

#### 第四節 訴訟技術

##### 1 立証責任

行政事件における立証責任が争点となった裁判例が少ないことから、古い学説だけが先行している状況である。巨理格の「行政事件における立証責任の研究は、ほとんど行われてこなかった。」との指摘は、このような状況を踏まえての発言である。

##### (1) 学説の分類

典型的行政訴訟である取消訴訟における立証責任の分配は、これまで主張されてきた代表的な学説をあげれば、次のようになる。①行政行為は公定力を有し適法性の推定を受けるので、取消訴訟においてはすべて原告が立証責任を負うという説、②法治行政の原則から行政処分が適法であることの立証責任はすべて行政庁が負うという説、③民事訴訟法の通説である法律要件分類説を取消訴訟にも応用（取消訴訟では権利関係の存否・形成が争われるのではなく、行政処分<sup>1</sup>の違法性が対象となる。したがって民事訴訟における法律要件分類説はそのままでは妥当しない）するといふ説、④国民の権利との関係で行政処分を分類するという説、⑤行政処分<sup>2</sup>に際して関係人の利益が害されるのを避けるために必要な調査義務の範囲内で立証責任を負うという説、⑥当事者の公平、証拠との距離によって個別具体的に判断すべきとする説がある。

##### (2) 裁判例の分類

(2-1) 立証責任が原告にあるとした裁判例

行政行為の公定力を根拠に、その違法を主張する原告が行政行為の違法原因を立証する責任があるとする説である。

これは、買収計画取消訴訟において、原告側でその主張する違法事由を認めるに足る立証のない限り、行政庁の処分は有効(徳島地判昭二四・三・三一)<sup>(9)</sup>、免職処分分の違法事由は、これを主張する者の側において立証の責任がある(名古屋地判昭二六・四・二八)<sup>(4)</sup>、所得税における所得金額計算の際の借入金は所得金額計算上の消極事由であるから納税者たる原告において立証責任を負担する(東京地判昭三三・二・一五)<sup>(5)</sup>、自創法五条五号により買収除外をしなかつたとの主張、立証の責任は同条は同三号の除外規定であることからして、被買収者である原告側にある(大阪地判昭三八・二・一四)<sup>(6)</sup>、所得税審査決定取消訴訟において必要経費の立証責任は納税者にある(名古屋地判昭三八・二・一九)<sup>(7)</sup>、適性検査の判定を争い更新申請却下を違法と主張する者は更新のための実的要件である適性検査について定められた合格基準に達していることの立証責任を負う(東京高判昭四二・二・二三)<sup>(8)</sup>がある。

(2-2) 民事訴訟におけると同様の分配原則が妥当とした裁判例

取消訴訟においても、民事訴訟におけると同様の分配原則が妥当すると考えるのが我が国の通説である。<sup>(9)</sup> 裁判例もこの見解に従うものが多く、これが裁判例の大勢となっている。行政訴訟においても一般民事訴訟の立証責任の法理に従うべきものと解すべく、従って本件のような法人税についての税務訴訟について使用人としての地位と役員としての地位を兼ねている・・・何程の額が役員報酬及び賞与に当たり、何程の額が使用人給与及び賞与に該当するか・・・課税権に関する事項であつて之を主張立証する責任は被告側にある(熊本地裁昭三三・六・一九)<sup>(10)</sup>というものである。

## (213) 立証責任が行政にあるとした裁判例

国民の自由を制限し、国民に義務を課する行政行為の取消を求める訴訟においては、行政庁がその行為の適法なることの立証責任を負担し、国民の側から国に対して、自己の権利領域を拡張せんことを求める請求をする場合には、原告がその請求権を基礎付ける事実について立証責任を負担するとの説がある。<sup>(11)</sup>

これは、行政訴訟においても、所得税額更正処分<sup>(12)</sup>の取消訴訟において、必要経費は行政庁が立証責任を負う（徳島地判昭三三・三・二七）、自創法による買収処分<sup>(13)</sup>において買収計画の公告があったことについての立証責任は、買収処分が有効に行われたことを主張する被告行政庁においてこれを負担する（福島地判昭三三・三・二八）、賃借権等の権利の存在についての立証責任は、買収計画の有効であることを主張する被告においてこれを負担する（福島地判昭三三・三・二八）、<sup>(14)</sup>通常の民事訴訟における立証責任の分配の法規をそのまま直ちに適用しようとするのは方法論的に誤り・・・行政処分をした行政庁が、その処分の適法なことについてすべて立証責任を負担すると解するのが、制度の設けられた趣旨にも合致し、正義と衡平の理念にかなうゆえんである（大阪地判昭三四・一一・二二）、<sup>(15)</sup>郵便による更正決定書の到達が被告の立証からしては未だ認められない（大阪高判昭三四・一一・二二）、<sup>(16)</sup>被告行政庁の側において、処分の手続過程が、恣意、独断ないし他事考慮の介入を疑うことがいわれないと認められるような手続により行われたものであることを主張立証すべき（東京地判昭三八・一一・二五）、<sup>(17)</sup>自創法一五条二項各号の事情が存在しないことについても行政庁側は、主張立証責任を負う（大阪地判昭四〇・六・三）、<sup>(18)</sup>主任審査官は処分<sup>(19)</sup>に当たり、右外国人であることについての証明の責任を負担する（大阪地判昭四〇・一・三〇）、<sup>(20)</sup>所得税額更正処分の取消訴訟において、必要経費は行政庁が立証責任を負う（広島高岡山支判昭四二・四・二六）、<sup>(21)</sup>非公開事由の存在は実施機関において主張立証しなければならない（大阪高判平二・一〇・三一）、<sup>(21)</sup>相手方が識別し得るものであることを主

張、立証すれば足りる（最（一小）平六・一・二七）<sup>(22)</sup>、上告人の側で、・・・懇親会等の相手方等が了知される可能性があることを主張、立証する必要がある（最（三小）平六・二・八）<sup>(23)</sup>、森林法三四条五項の保安林内の形質変更許可処分取消訴訟の主張・立証責任についてはあるが、これが利害関係を有する住民らにとって侵害処分であることを理由に、森林法三四条五項の文言にかかわらず、被告が主張・立証責任を負う（宮崎地判平六・五・三〇）<sup>(24)</sup>がある。

なお、無効確認訴訟については、行政庁の裁量に任された行政処分無効確認を求める訴訟においては、その無効確認を求める者において、・・・右行政処分が違法であり、かつ、その違法が重大かつ明白であることを主張および立証することを要する（最（二小）昭四二・四・七）<sup>(25)</sup>、無効確認訴訟の提起には訴願前置という手続的な制限は存しないし、出訴期間による時期的な制限を受けない。・・・無効を主張するについての主体的な制限はなく、なんびとからでも、またなんびとに対しても主張できることを見のがすわけにはいかない。・・・行政処分の無効は、これを主張する側において、誤認が重大・明白であることを具体的事実に基づいて主張しかつ立証すべきものであり、無効確認訴訟においては取消訴訟と異なり、相手方たる行政庁ではなく、無効を主張する原告が無効事由について主張・立証責任を負担する（大阪地判昭三四・一二・二四）<sup>(26)</sup>との考え方を示している。

ここでも、最（二小）昭四二・四・七をもって無効確認訴訟の立証責任の問題は判例上決着したとする見解（佐藤繁）<sup>(27)</sup>と、これは裁量処分の無効確認訴訟についてのもので、無効確認訴訟一般に関する判示とするのは早計（山村恒年）<sup>(27)</sup>という見解に学説が分かれている。

### (3) 公共事業裁判の立証責任

伊方原発事件（最（一小）判平四・一〇・二九）は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、



立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、・・・被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」と判示したが、これについての学説が分かれている。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五、高松高判昭五九・一二・一四）、福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三）、仙台高判平二・三・二〇、最（一小）判平四・一〇・二九）、東海第二原発事件（東京高判平一三・七・四）、柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四、東京高判平一七・一一・二二）、もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、福井地判平二・三・二二）、名古屋高金沢支判平一五・一・二七）、伊方原発二号炉事件（松山地判平二・一二・一五）も、伊方原発事件（最（一小）判平四・一〇・二九）も同様の判旨である。

第一に、主張立証責任が被告側にあると考えるのは、被告側において主張立証責任があるという説<sup>(28)</sup>（大塚直）、先の④に立ちその適法性を支える事実について被告行政庁に立証責任があるという説<sup>(29)</sup>、先の⑤または⑥に立っても、被告行政庁に立証責任があるという説<sup>(30)</sup>がある。

第二に、訴訟物を特定すれば足りる<sup>(31)</sup>と考えるのは、「主張、立証責任は、本来、原告が負うべきもの」とした伊方原発訴訟判決は主張立証責任の所在について述べたものと読むのではなく、単に争点形成のための「違法性の指摘」と読み替えるべき<sup>(32)</sup>という説（伊藤滋夫）がある。

第三に、裁量濫用の主張・立証責任をいったん原告に負わせたうえで、事実上の推定のテクニクを用いて原告の主張・立証責任の軽減を図ったと評価（司法研修所編・実務的研究一八一頁<sup>(33)</sup>など）する説がある。この説に対して、

山村恒年が立証責任を原告に負わせたことに疑問を投げかけるのは、同判決がこの説によっていると考えているためであろう。また、阿部泰隆も行政が立証責任を全て負うのが当然として同判決を批判している。<sup>(36)</sup>

第四に、原告は「部分」について主張立証し、またその「部分」が「全体」に及ぶ「可能性」をも主張立証するという説<sup>(36)</sup>（交告尚史）がある。

第五に、無効確認訴訟（最（二小）昭四二・四・七）及びこれを支持する通説に依拠して、取消事由（行訴三〇条）である被告行政庁の裁量権の範囲の逸脱又は裁量権の濫用の存在の主張・立証責任については、取消を求める原告が証明責任を負うという説<sup>(37)</sup>（春日偉知郎）がある。

そして、被告行政庁の立証の程度については、「立証の必要」だけ負うことになると、被告行政庁が「不合理な点がないこと」の真否不明まで持ち込むか、六〇％程度証明すれば原告に客観的立証責任が生ずることになる。現に、本件の事実認定からみると不合理性のないことが立証されているとは認め難い。本件のような事故時の危険の深刻性や情報の片寄りから考えると被告行政庁に客観的立証責任があるとす（被告行政庁の安全審査の主張立証を安易に認め<sup>(38)</sup>た。）説<sup>(39)</sup>（山村恒年）がある。

裁判所は、許可が予め策定された基準に基づいてなされたかをまず審査する。許可が基準を合理的に適用したものであること、基準自体が許可当時の科学技術の水準に照らして合理的なものであることを被告側は立証しなければならぬ。他方、原告側は、安全性判断について基準によって示されている基本的な枠組を前提とする限りで、当該施設の安全性を主張することができる。この疑念が単に観念上のものでない場合には、裁判所はその限度で実体的な審査を行う。ここでは、被告側は「合理的な判断をしたこと」のみでなく「懸念される危険が十分小さいこと」について立証責任を負<sup>(40)</sup>うというのはどうであろうか。

圏央道あきる野ⅠＣ・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件（東京地判平一五・一〇・三、東京高判平一五・一二・二五）は、先述した学説の中で、東京地判平一五・一〇・三が③の立場を取りながら②に近く、東京高判平一五・一二・二五が①の立場に立っているように思える。

圏央道あきる野ⅠＣ事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二、東京高判平一八・二・二三）と圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三一、東京高判平二〇・六・一九）は、土地収用法二〇条三号の充足性が争点となった。

この二〇条三号については行政庁に裁量が認められる。この点、裁量権の逸脱濫用については、行訴法三〇条の文言も踏まえ、裁量権の逸脱濫用を基礎づける事実の主張立証責任を原告が負うとする理解が有力である。<sup>(41)</sup>

この点、越智敏裕の考え方を要約すれば、「この二〇条三号の充足性は、日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（東京高判昭四八・七・一三）により、「得られるべき公共の利益」と「失われる公共の利益」を比較すればよいとする。ここでは、被告により都心部の交通混雑緩和効果や費用便益分析等が主張立証される。これに対し、その評価障害事実として、騒音・大気汚染被害・貴重な自然の破壊のおそれ、代替案の不検討と代替案の優越が原告から主張立証される。結局、評価的要件たる二〇条三号の充足性は両者の総合判断として評価されることになる。」<sup>(42)</sup>という考え方を示している。

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件において、原告は、「再三にわたり、本件における代替案の検討経過及び費用便益分析の計算過程についての説明を求めたが、・・・代替案の検討経過及び費用便益分析の肝心な部分（計算過程）について答えようとしていない。裁判所の釈明にもかかわらず、争点の重要部分を明らかにしない被告らの態度は、行政の説明責任に悖るものである。」<sup>(43)</sup>と主張しているにも関わらず、裁判では立証責任が争点とならなかった。<sup>(44)</sup>

この点、原告は、①騒音・大気汚染被害と②貴重な自然の破壊のおそれについて具体的な指摘をすれば足り、被告においてそのおそれがないことを立証すべきものと位置付けるのが妥当ではないだろうか。<sup>(45)</sup>

道路建設にあたり基礎資料とされる交通量予測、交通ネットワーク図やリンク交通量等の情報の収集・形成・整理には専門性と相当の費用がかかり、行政庁および起業者がほぼ独占している。原告が情報公開請求により入手できるものもあるが、データ量が膨大であり、通常原告には十分な処理・分析能力がないことを考慮すれば、主張立証責任は行政側に負わせるべきである。<sup>(46)</sup>

## 2 立証方法

日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（宇都宮地判昭四四・四・九）の原告は、学者、文化人、マスコミなどを利用して世論を盛り上げて裁判に影響を与えた。このことは、裁判所が、本件問題が報道されるや、一部の文化人の間から、このような自然景観を破壊することに反対する意見が強く出され、中島健蔵・亀井勝一郎・大仏次郎・松田権六・加藤土師明・松本清張・木下義謙・鶴田吾郎・遠山茂樹等が発起人となって、各界の文化人に対し、「日光杉を守る会」の結成を呼びかけたところ、約七〇〇名の文化人から、日光杉の伐採に反対し、右会の結成に賛成する旨の回答がなされた<sup>(46)</sup>と判示したことも表れている。

日置雅晴の「裁判は社会に影響を与えている」、「裁判後に行政の運用が変わることがある（裁判の勝敗に関係なく）」<sup>(48)</sup>という意見も同じ考え方であろう。

永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件（大阪高判平一七・一二・八）は、土地改良法八七条三項が事業計画決定は、政令で定める基本的な要件に適合すべきものとし、その基本的な要件のひとつとして、同法施行令二条三号

は、「当該土地改良事業の全ての効用がその全ての費用をつぐなうこと」と規定しており、同法は、費用対効果、費用便益分析を行政計画の決定に当たっての基本的要件と定めている唯一の法律であるため、手続で決められた段階調査などを詳細に検討して勝訴した事例である。

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件（東京高判平一七・一〇・二〇）は、原告が、交通量の予測について、平成一二年度の将来人口は最新の上位計画である国土利用計画を基に七七、五〇〇人としたが、平成二二年度の将来人口は、上位計画（第五次基本計画及び基本計画）の平成一二年度の将来人口八五、〇〇〇人そのまま適用している。このように、道路網計画は、平成一二年度の将来人口の設定ではより新しい計画である国土利用計画を参照したのに、平成二二年より一〇年も前の予測数値を参照している。そのため、道路網計画の人口予測は高めに設定されてしまっている」という予測の基礎資料の不備を主張した。公共事業裁判では、通常、環境影響評価などの環境問題に多くの主張を費やす事例がほとんどであるが、本件では、環境問題に全く触れずに交通量予測に論点を絞ったことは優れた立証方法である。

泡瀬干潟埋立立金支出差止等請求事件（那覇地判平二〇・一一・一九、福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五）は、経済的合理性以外の争点では、行政の主張が認められたものの、土地利用計画に経済的合理性があるか否かが最大の争点となり、この点について原告の主張が認められた。本件は、厳密な意味での費用便益分析がなされたわけではなく、経済的合理性を争点とし、海浜開発事業などの事業計画と土地利用計画との整合性の観点から分析したことは、原告の主張に客観性を持たせるために優れた立証方法であった。

(一) 『第一四回環境法政策学会第四分科会（二〇一〇年六月一九日）』での発言二〇一〇

- (2) 室井力他『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法』日本評論社 2004, pp. 95-98
- (3) 『行政裁判月報』第二号 1950, p. 11
- (4) 『行政事件裁判例集』第二卷第六号 1951, p. 946
- (5) 『行政事件裁判例集』第九卷第二号 1958, p. 184
- (6) 『行政事件裁判例集』第一四卷第二号 1964, p. 214
- (7) 『行政事件裁判例集』第一四卷第二号 1964, p. 278
- (8) 『行政事件裁判例集』第一八卷第一・二号 1967, p. 148
- (9) 島田信次『地方公務員のための行政訴訟の知識』キョウセツ 1974, p. 117
- (10) 『行政事件裁判例集』第九卷第六号 1958, p. 1161
- (11) 島田信次『地方公務員のための行政訴訟の知識』キョウセツ 1974, p. 119
- (12) 『行政事件裁判例集』第九卷第三号 1958, p. 447
- (13) 『行政事件裁判例集』第九卷第三号 1958, p. 412
- (14) 『行政事件裁判例集』第九卷第三号 1958, p. 415
- (15) 『行政事件裁判例集』第一〇卷第二号 1960, p. 2361
- (16) 『行政事件裁判例集』第一〇卷第二号 1960, p. 2411
- (17) 『判例時報』三六一号 1964, p. 16
- (18) 『行政事件裁判例集』第一六卷第七号 1966, p. 1121
- (19) 『行政事件裁判例集』第一六卷第一号 1966, p. 136
- (20) 『行政事件裁判例集』第一八卷第四号 1967, p. 632
- (21) 『判例時報』一三六六号 1991, p. 23
- (22) 『判例時報』一四八七号 1994, p. 34
- (23) 『判例時報』一四八八号 1994, p. 7
- (24) 『判例タイムズ』八七五号 1995, p. 108 伊藤滋夫他『環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号』日本評論社 2009, p. 177
- (25) 『最高裁判所民事判例集』第二二卷三号 1967, p. 573

- (26) 『行政事件裁判例集』第一〇巻二二号 1960, pp. 2352-2353
- (27) 室井力他「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」日本評論社 2004, p. 101
- (28) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 42
- (29) 室井力他「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」日本評論社 2004, p. 99
- (30) 室井力他「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」日本評論社 2004, p. 99
- (31) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 85
- (32) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 200
- (33) 室井力他「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」日本評論社 2004, p. 99
- (34) 室井力他「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」日本評論社 2004, p. 99
- (35) 第五回環境法政策学会シンポジウム(二〇一一年六月一九日)での発言「10-1」
- (36) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 43
- (37) 春日偉知郎「事案解明義務」『ジュリスト増刊「判例から学ぶ」民事事実認定』2006, p. 99
- (38) 山村恒年「判例解説行政法」信山社 1998, p. 79
- (39) 山村恒年「判例解説行政法」信山社 1998, p. 78
- (40) 高木光「福島第二原発訴訟」『自治研究』第六一巻二二号 1985, p. 138、山村恒年「科学技術の発展と行政法」『公法研究』五三巻 1991, p. 199
- (41) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 110
- (42) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, pp. 110-111
- (43) 『国央道事業認定・収用扱決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)原告最終準備書面』2004, p. 236
- (44) 実際には、例えば土地収用法二〇条三号要件充足性が立証責任の問題として処理されるケースはほとんどないであろう(伊藤滋夫「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 113)。
- (45) 伊藤滋夫「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 113
- (46) 伊藤滋夫他「環境法の要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第七号」日本評論社 2009, p. 111
- (47) 小島延夫「改革提言 行政訴訟改革に向けて 市民の命と日本の明日のために」(東京弁護士会期成会主催 期成会政策シンポジウム 行政訴訟改革(二〇一一年九月一八日) 2011, p. 1

- (48) 『判例時報』五五六号 1989, p. 35-36  
(49) 第一五回環境法政策学会シンポジウム(二〇二一年六月一九日)での発言(二〇二一

公共事業裁判の研究(三)(行政事件編)(田畑)